

平成27年度 市政改革の基本方針

平成27年3月
大阪市

I	はじめに	5
II	取組項目	
1	歳出の削減・歳入の確保	
(1)	歳出の削減	
ア	庁舎等の維持管理費	11
イ	IT経費	13
ウ	施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築	15
エ	補助金等の見直し	17
オ	指定管理者制度の運用	19
(2)	歳入の確保	
ア	未利用地の有効活用等	21
イ	未収金対策の強化	23
ウ	公園施設の利便性等の向上と使用料の確保	25
エ	広告事業の推進	27
オ	自動販売機等に係る契約の原則公募の徹底	29
2	事業マネジメントの強化	
(1)	市民利用施設におけるサービス向上	33
(2)	市民利用施設の見直し	
ア	市民利用施設のあり方の検討	35
イ	市民利用施設の受益と負担の適正化	37
(3)	公共事業の見直し	39
(4)	外郭団体の必要性の精査	41

3 業務マネジメントの強化

(1) 業務執行の適正化	
ア 業務プロセスの改善	45
イ 事業コストの見える化 ～フルコスト管理～	47
ウ 社会・行政システムの改革提言	49
(2) ICTを活用したサービス向上と業務プロセス改善	51
(3) 組織的・自律的な市政運営の推進	
ア 内部統制体制の確立	53
イ コンプライアンスの確保	55
ウ 説明責任と透明性の確保 ～オープン市役所～	57
エ 効果的な情報発信	59
(4) 区役所業務の集約化	61

4 経営システム改革

(1) 民営化・公共施設等運営権制度の活用をめざすもの	
ア 地下鉄	65
イ バス	67
ウ 水道	69
エ 下水道	71
オ 幼稚園	73
カ 保育所	75
(2) 地方独立行政法人化をめざすもの	
ア 博物館	77
(3) その他の形態をめざすもの	
ア 一般廃棄物(収集輸送)	79
イ 弘済院	81
ウ 市場	83

5 人材の育成	
(1) 改革を推進する職員づくり	87
(2) 人事・給与制度改革、女性職員の活躍推進	89
6 PDCAサイクルの徹底	
(1) PDCAサイクルの徹底	93
Ⅲ 補足資料	
○「1-(1)-ウ 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築」関係	
・点検・精査の視点	97
・1億円以上の施策・事業の見直し 施策・事業の水準等についての基本的な考え方	99
・見直し効果額(一般財源)	100
・1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)	101
・1億円以上の施策・事業(各所属による自律的な見直し)	109
・平成27年度に見込まれる新たな削減効果(見込)	114
○「1-(1)-エ 補助金等の見直し」関係	
・補助金等の見直し調整方針	115
・見直し効果額(一般財源)	117
○「2-(1) 市民利用施設におけるサービス向上」関係	
・市民利用施設におけるサービス向上 対象施設	118
・市民利用施設におけるサービス向上の取組(平成27年度実施予定の主な事業等)	119
○「2-(2)-ア 市民利用施設のあり方の検討」関係	
・市民利用施設の見直し実施計画の推進状況について	122
・実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設)	124
○「2-(2)-イ 市民利用施設の受益と負担の適正化」関係	
・市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)概要	133
・市民利用施設の類型と受益者負担基準 考え方の例(別紙マトリックス表)	135
Ⅳ 市政改革による取組効果見込額(参考)	137

I はじめに

1 基本的な考え方

- 本市の財政は、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図っているものの、扶助費_(※1)や公債費_(※2)などの義務的経費_(※3)が高い伸びを示しており、平成27年2月に公表した「今後の財政収支概算(粗い試算)」では、当面の単年度通常収支不足額_(※4)は200～300億円程度になると見込まれています。
- 一方で、少子高齢化や情報化の一層の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応して、より一層の市民サービスの向上や事務処理の効率化をめざす施策・事業の推進が強く求められています。
- こうした状況下、市民サービスの向上や事務処理の効率化といった新たな視点からの取組も加えて、歳出削減や歳入確保等これまでの「市政改革プラン」の取組を継承・発展させつつ、引き続き市政改革を推進してまいります。
- あわせて、一連の改革を推進する職員を育成し、PDCAサイクルを徹底するため、人材マネジメント・業務マネジメントを強化してまいります。

2 これまでの取組

- 本市では、これまでも「新行財政改革計画(平成13～17年度)」や「市政改革基本方針(平成18～22年度)」などを策定し、事務・事業の見直し等に取り組み、職員数の削減や経費の節減等の成果を上げてきました。
- 平成24年7月に策定された「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」では、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと、活力ある地域社会づくりとそれを支える区政運営に取り組むとともに、ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営に取り組んできました。
- 具体的には、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」、「自律した自治体型の区政運営」、「ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営」の3つの柱立ての下で取組を進めてきており、計画全体で51の成果目標に対して、約60%にあたる31の目標が概ね順調と評価されています(平成25年度末時点)。
- また、施策・事業の見直しや人件費の削減などの歳出削減や未利用地売却などの歳入確保に努めた結果、これまでの行財政運営に基づく取組効果見込額は、3か年累計額で約1,530億円となっています。

3 基本方針の位置付け

- 本基本方針に基づき着実に取組を推進することで、効果的・効率的な行財政運営の確立をめざします。
- 向こう3年程度を見通したうえで平成27年度の行動計画をとりまとめており、これに基づき、各所属が自律的・継続的に改革に取り組めます。
- なお、本基本方針は、今後、新たな大都市制度の議論の進展に応じ、適宜見直すこととします。

4 改革の推進に向けて

- 改革の推進にあたっては、進捗状況を適切に管理し、進捗が遅れている場合には改善策を施すなど、PDCAサイクルの徹底が不可欠です。
- このため、本基本方針については、年度の中間時点と末時点において、それぞれ進捗状況をとりまとめて公表します。
- 今後、この基本方針に基づき、着実にかつスピード感をもって、市政改革を推進してまいります。

※1: 扶助費

→ 生活保護費など主に法令に基づき被扶助者に対して給付する費用。

※2: 公債費

→ 過去の借入金の返済にかかる費用。

※3: 義務的経費

→ 人件費、扶助費、公債費など、支出が義務的で任意では削減できない経費。

※4: 単年度通常収支不足額

→ 補てん財源(不用地等売却代、財政調整基金)を活用しない収支における不足額。

II 取組項目

1 歳出の削減・歳入の確保

- 大阪市では、市民の安全・安心を支えていくため、安定した財政基盤を構築する必要があるとの認識のもと、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう、通常収支不足の解消に向けて財政健全化の取組を進めてきました。
- これまでの取組の成果もあり、通常収支不足は縮小しつつあるものの、平成27年2月に公表した「今後の財政収支概算(粗い試算)」では、当面の単年度通常収支不足額は200～300億円程度になると見込まれています。
- このため、これまでの経緯や手法にとらわれることなく、常に成果を意識しつつ、施策・事業の目標の達成度、コストパフォーマンスの検証を行いながら、歳出面では「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築」や「補助金等の見直し」などに、歳入面では「未利用地の有効活用等」や「未収金対策の強化」などに取り組みます。

1-(1) 歳出の削減

ア 庁舎等の維持管理費

【戦略】

光熱水費等の節減、省エネルギー化の徹底により、庁舎・事務所等の維持管理費の削減を図る。

【平成27年度の取組】

- ① 庁舎・事務所等の施設管理者が日常的な維持管理の中で設備機器のきめ細やかな運転制御を行うなど、経費をかけずに自ら実践可能な方法に取り組み、庁舎等の省エネルギー化を図る。
- ② 本庁舎の受変電設備改修にあたり、エネルギー消費効率優れた機器(トップランナー)を採用する。
- ③ 本庁舎において、事務室や共用部の照明灯の間引きや空調運転の短縮などを継続して実施するとともに、LED化の拡充を検討することにより、庁舎の維持管理費の削減を図る。

【平成27年度の目標】

本庁舎の電気使用量を平成25年度比で約1.9%の削減

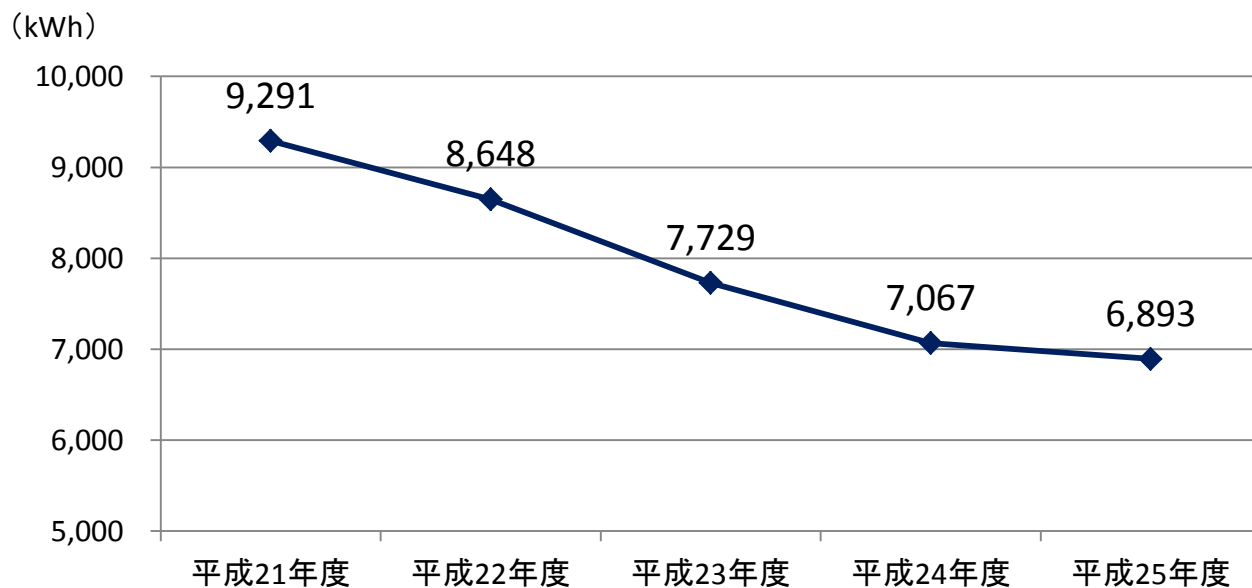
【平成28年度以降の取組の方向性】

- ① 引き続き、庁舎等の日常的な維持管理における省エネルギー化に取り組む。
- ② 平成29年度の完成(予定)に向け、改修工事を実施する。
- ③ 照明灯の間引きや空調運転の短縮、LED化の拡充の検討に継続して取り組む。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 省エネルギー化を図るため、施設管理者による省エネルギー手法の導入等を行ってきた。
- 本庁舎の受変電設備改修にあたり、エネルギー消費効率が優れた機器(トッランナー)を採用するため、設備改修工事に向けた手続を実施してきた。
- 本庁舎において事務室や共用部の照明灯の間引きや空調運転の短縮などを実施するとともに、玄関ホール等の照明をLED化することにより、庁舎の維持管理費の削減を図ってきた。

本庁舎電気使用量推移



1-(1) 歳出の削減

イ IT経費

【戦略】

競争性の確保やパッケージシステム^(※1)の利用等によりシステムへの投資の適正化と経常的な経費^(※2)の圧縮を図る。

【平成27年度の実施】

総務局IT統括課が、情報システムの企画、開発、予算要求、発注等においてチェックや指導・助言を継続して行い、市販のパッケージシステム等を使ったシステム、複数年契約や総合評価一般競争入札方式の活用を進めるとともに、基幹系システムの再構築^(※3)に際しては、機能を共通化・効率化する統合基盤システムを活用するよう対応を図りながら、引き続き、システムへの投資の適正化と運用に係る経常的な経費の圧縮に努める。

【平成27年度の目標】

経常的な経費に係る平成28年度予算を平成27年度の水準以下に抑制

【平成28年度以降の実施の方向性】

継続して実施する。
国民健康保険、介護保険システムを再構築する(平成28年12月完了予定)。

※1: パッケージシステム

→ 特定の業務あるいは業種で広い用途に利用することのできる既製の市販ソフトウェアのこと。

※2: 経常的な経費

→ 平成26年度までに構築したシステムの運用にかかる経常的な経費。

※3: 基幹系システムの再構築

→ うち、住民基本台帳、総合福祉、税務、財務会計の4システムは、平成26年度までに完了。文書管理、職員情報の2システムは再構築の時期について検討中。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 市販のパッケージシステムや複数年契約や総合評価一般競争入札方式の活用を進め、新たなシステムを構築しながらもシステムへの投資の適正化と経常的な経費の圧縮を図ってきた。
- また、基幹系システムに共通する仕組み(統合基盤)を稼働させ、システム機器や機能を共有するとともに、税・住民基本台帳や総合福祉システム等の再構築に向けたシステムの改善を進めてきた。
- 既存の情報システムの陳腐化に伴う安定性の低下、「マイナンバー制度_(※4)」の導入など法改正・制度変更によるシステムの複雑化や、経費の増加が懸念される。
- このため、引き続き、システムへの投資の適正化と経常的な経費の圧縮の取組を推進する。

※4:マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

→ 住民1人に1つの番号を付して複数の機関に存在する同一人の情報を確認することを目的とし、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための仕組み。

1-(1) 歳出の削減

ウ 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

【戦略】

施策や事業について、「点検・精査の視点」(p97参照)に基づき、これまでの考え方ややり方にとられずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し、安全・安心など市民にとって優先度が高いもの、より大きな効果が見込めるものへの重点化・再構築を進める。

【平成27年度の取組】

- ① 市改革プロジェクトチームにおいて、平成23年度予算における一般会計の一般財源ベースで1億円以上の施策や事業(一般会計予算における税等ベースで約4,700億円:全体額の約93%)について、「点検・精査の視点」及び「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」(p99参照)に基づき見直す。
- ② ①の取組の対象となっていない施策・事業についても、各所属において引き続き見直しを進め、取組内容を公表する。

【平成27年度の目標】

削減効果(見込)額
277億7,100万円 (*)

(詳細はp100参照)

* 平成24年度との比較

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- ・市改革プロジェクトチームにおいて、平成23年度予算における一般会計の一般財源ベースで1億円以上の施策や事業について、「点検・精査の視点」及び「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」に基づき見直しを実施。区割り案の絞り込み後でなければ具体的な廃止・縮小施設を特定できない市民利用施設を除き、市政改革プランに掲げた見直し内容を予算に概ね反映させた。(※1)
- ・さらに、予算編成時にマイナスシーリングを設定するなど、各所属の自律的な見直しを促進した。(※2)
- ・同様に、1億円未満の施策・事業についても、各所属において見直しを実施し、市政改革プランに掲げた見直し内容を予算に反映させた。(※3)

市政改革プランによる施策・事業の見直し効果額

(単位:億円)

対 象	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計効果額
※1 1億円以上の施策・事業 (効果額を見込んだ事業)	31	136	211	378
※2 1億円以上の施策・事業 (各所属による自律的な見直し)	—	17	34	51
※3 1億円未満の施策・事業	0	1	2	3
合 計	31	154	247	432

1-(1) 歳出の削減

エ 補助金等の見直し

【戦略】

補助金等について、「補助金等の見直し調整方針」(p115参照)に基づき、エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証などの見直しを、引き続き進める。

【平成27年度の実施】

引き続き個別精査を進め、取組内容を公表する。

【平成27年度の目標】

削減効果(見込)額
11億8,300万円_(*)

(詳細はp117参照)

* 平成24年度との比較

【平成28年度以降の実施の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 団体運営補助の原則廃止などを示した「補助金等の見直し調整方針」に基づき、市政改革プランに掲げた団体運営補助及び施設運営補助等の各項目について見直しを実施し、予算に概ね反映させた。(※1)
- 同様に、上記以外の補助金等についても、各所属において見直しを実施し、見直し内容を予算に反映させた。(※2)
- 引き続き、「補助金等の見直し調整方針」に基づき、エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証を行うなど、社会情勢の変化を踏まえた見直しを進める。

市政改革プランによる補助金等の見直し効果額

(単位:億円)

対 象	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計効果額
※1 団体運営補助及び施設運営補助等	1.92	3.54	3.87	9.33
※2 その他の補助金	3.29	6.47	7.87	17.63
合 計	5.21	10.01	11.74	26.96

1-(1) 歳出の削減

オ 指定管理者制度の運用

【戦略】

市場から最適なサービスを調達するという発想のもと、平成25年3月に改訂を行った「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」等(以下、「改訂ガイドライン等」という)の取組を徹底し、事業者から提供を受けるサービスの内容について、より一層の競争性の向上を図る。

【平成27年度の取組】

改訂ガイドライン等に基づく各種の取り扱いを徹底した選定を実施する。

- ・ 選定時の審査における具体的選定項目及び配点について、経済性にも重きを置いた配点による選定を行う。
- ・ 多数の事業者の応募が可能となるよう、また、一層の民間事業者のノウハウの活用がなされるよう、公募条件や業務の範囲、指定期間等について工夫を行う。
- ・ 選定会議等の委員の選定を各所属のみで行うのではなく、恣意性の排除のため、統括部局との協議により実施する。

【平成27年度の目標】

当該年度の全ての対象施設に改訂ガイドライン等を適用

【平成28年度以降の取組の方向性】

指定管理者の選定にあたり、引き続き、全ての対象施設に改訂ガイドラインを適用する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービス向上や経費縮減等を図るため、指定管理者制度を導入している。
- 大阪市では「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を制定のうえ、指定管理予定者選定時の公平性・公正性・競争性の確保と民間への市場開放を推進してきた。
- 平成25年3月に行ったガイドラインの改訂では、指定管理者の経営安定化、効率化を図り、併せて、競争性の向上による一層の市場開放を図るため、募集期間や指定期間を延長するとともに、より良い提案評価のための、評価基準の見直し等を盛り込み、同ガイドラインをすべての対象施設に適用してきた。
- 引き続き、指定管理者選定時の公平性・公正性をより一層確保し、競争性を向上させ、住民サービスの向上や経費縮減等を推進するため、今後もすべての対象施設に「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を適用していく。

改訂ガイドライン適用済施設数の推移

※ 各年度当初の数値(選定は前年度中に実施)

年 度	改訂ガイドライン 適用済施設数	(指定管理者制度 導入施設数)
平成26年度	172施設	(370施設)
平成27年度	196施設	(379施設)
平成28年度(予定)	355施設	(368施設)
平成29年度(予定)	368施設	(368施設)

1-(2) 歳入の確保

ア 未利用地の有効活用等

【戦略】

未利用地について、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、有効活用や売却を図る。

【平成27年度の取組】

未利用地について、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進める。

また、個々に施策決定されて貸付けされる場合以外にも、売却が困難な土地については定期借地権による貸付け、売却・事業化に相当な期間を要する土地については暫定的な利用として貸付け等による有効活用を推進する。

【平成27年度の目標】

売却収入目標額
209億円

【平成28年度以降の取組の方向性】

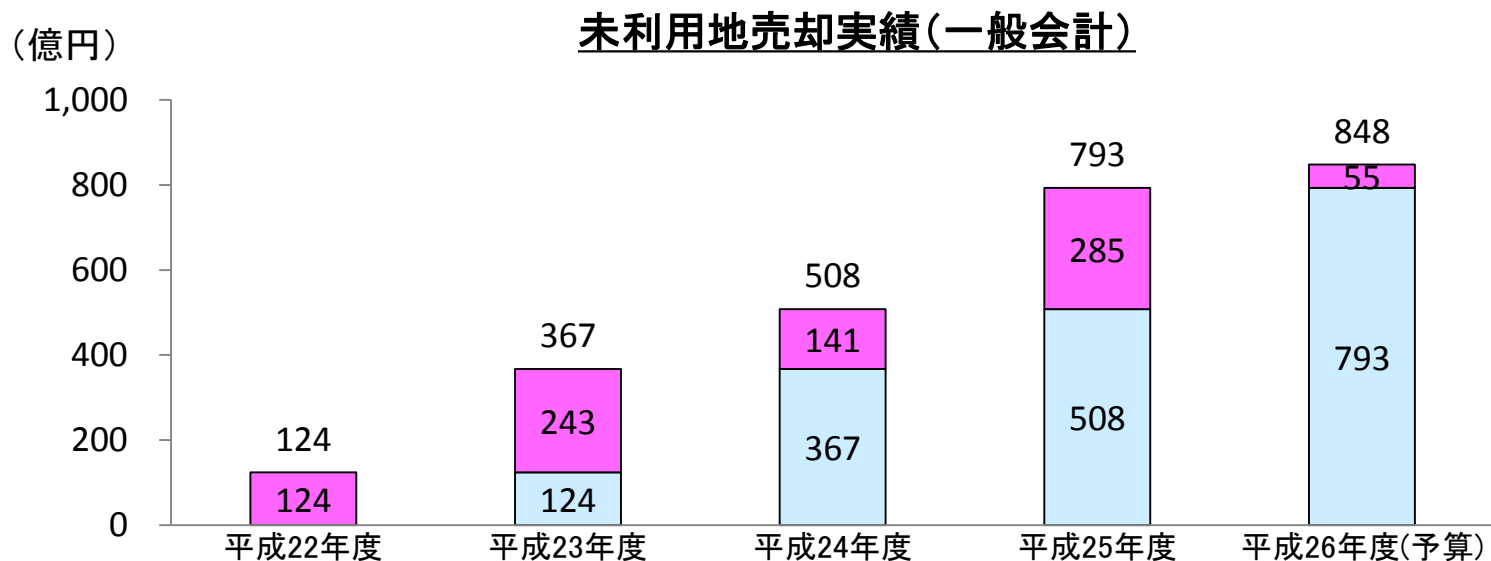
引き続き、計画的に売却等に取り組む。

(売却収入目標額)

- ・平成28年度 140億円
- ・平成29年度 140億円

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- ・ 歳入を確保するため、未利用地の売却に取り組んできた。
- ・ 売却の推進にあたっては、「未利用地活用方針」を策定するなど、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進めるとともに、処分・活用の状況を公表してきた。
- ・ また、未利用地の売却や貸付にかかるインセンティブ制度を導入・拡充し、土地所管局と土地所在区が一体となって取組を促進してきた。
- ・ 本市の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳入を確保するため、今後も未利用地の売却を進める。
- ・ また、売却が困難な土地や売却・事業化に相当な期間を要する土地についても、貸付け等による有効活用を図るなど、収入確保に向けた取組を進める。



1-(2) 歳入の確保

イ 未収金対策の強化

【戦略】

「新たな未収金を極力発生させない」・「既存未収金の解消」の2本柱で、全庁的な未収金対策に取り組む。

【平成27年度の取組】

- ① 債権別の行動計画(平成24年度策定)を改訂したうえで、支払い能力がある滞納債務者に対する法的措置の徹底等をはじめとする同計画に基づく取組を引き続き推進する。
- ② 平成24年8月に設置した「市債権回収対策室」において、引き続き税の徴収ノウハウを活かした徴収及び滞納整理を行う。
- ③ 徴収及び滞納整理のノウハウを市債権回収対策室と各局・区が共有できるよう、「OJTによる徴収事務担当者の育成」を新たに実施する。
- ④ 府及び参加市町村で構成する大阪府域地方税徴収機構にも参画する。

【平成27年度の目標】

未収金残高
515億円以下

【平成28年度以降の取組の方向性】

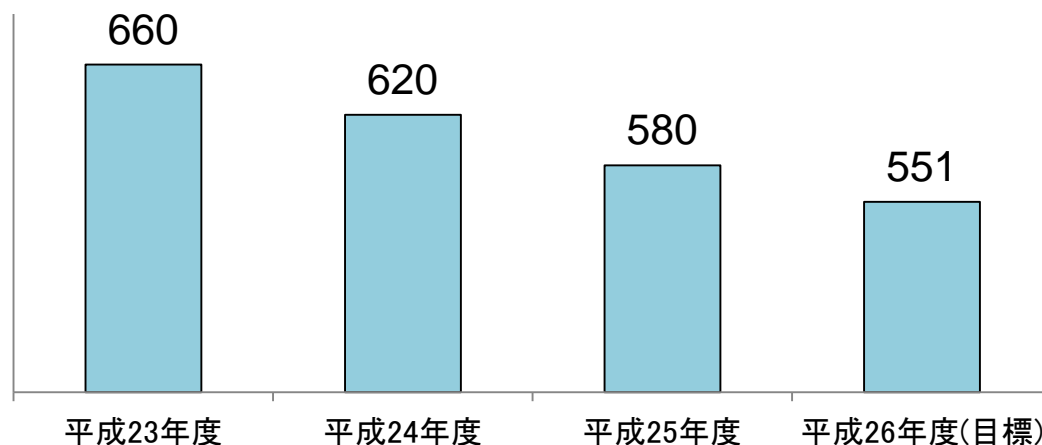
継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- これまで、大阪市債権回収対策会議(平成20年4月設置)において、各年度の債権ごとの目標数値及び具体的処理策をとりまとめ、目標達成に向けた取組を着実に実施してきた。
- また、より効果的・効率的な徴収及び滞納整理に向けた徴収体制とするため、これまで福祉局やこども青少年局にそれぞれ設置していた未収金回収担当を財政局に集約し、平成24年8月に「市債権回収対策室」を設置した。これにより、税の徴収ノウハウを活かした、より効果的・効率的な徴収及び滞納整理の強化を行っている。
- この間の取組により、未収金残高は着実に減少しており、取組の成果が現れているが、歳入の確保はもとより、市民負担の公平性・公正性確保のため、引き続き、全市的な未収金対策の強化に取り組む。

未収金残高

(億円)



1-(2) 歳入の確保

ウ 公園施設の利便性等の向上と使用料の確保

【戦略】

これまでの公園施設の設置・管理に関する基準等を緩和し、自動販売機の設置やベンチ等への広告の掲出を進めるとともに、民間活力の導入により魅力ある便益施設等の設置を行うことで、利用者の利便性等の向上とあわせて使用料の確保を図る。

【平成27年度の取組】

- ① 公園における自動販売機の設置やベンチ等への広告の掲出などについては、基準等を緩和するとともに、民間事業者を公募するなど、これまでの取組の拡大を可能なものから実施する。
- ② 天王寺公園エントランスエリア魅力創造事業をはじめ、大規模公園における民間活力の導入により、魅力ある便益施設等の導入を行う。

【平成27年度の目標】

新たな取組による
公園使用料 増収額
3,000万円

【平成28年度以降の取組の方向性】

- ① 平成27年度の実施状況を踏まえ、課題を整理し更に拡大実施する。
- ② 継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

【これまでの取組及び増収額(平成21年度～平成25年度)】

- 既存公園施設等(売店・駐車場・自動販売機)の運営事業者募集(平成21年度～)
大阪城公園、鶴見緑地、長居公園、天王寺公園 など 約 3億2,000万円増
- 新規施設(レストラン・売店等)設置事業者募集(平成21年度～)
中之島公園、鶴見緑地 約 4,000万円増

計 3億6,000万円増

※増収額は、平成25年度と平成21年度の決算額比

【今後の取組の必要性】

- 大規模な都市公園では、良好な景観の形成のほか、観光拠点として、集客力・利便性等の向上や、活気あふれる都市形成のための新たな魅力の創出などが求められており、様々な取組を進めている。
- 一方で、本市の財政状況が非常に厳しいなか、今後増加が見込まれる公園利用者の安全安心を確保するためにも、都市公園の維持管理経費を十分に確保する必要がある。
- したがって、今後とも都市公園の利便性等の向上に応え、増収策のさらなる強化を図る。

1-(2) 歳入の確保

エ 広告事業の推進

【戦略】

市が保有する資産を最大限に活用した広告事業を全庁的に推進する。

【平成27年度の取組】

媒体別の行動計画に基づき、引き続き、大規模スポーツ施設などにおけるネーミングライツ、施設を活用した広告など、広告事業を全庁的に推進する。

【平成27年度の目標】

広告事業目標額
5億1,500万円

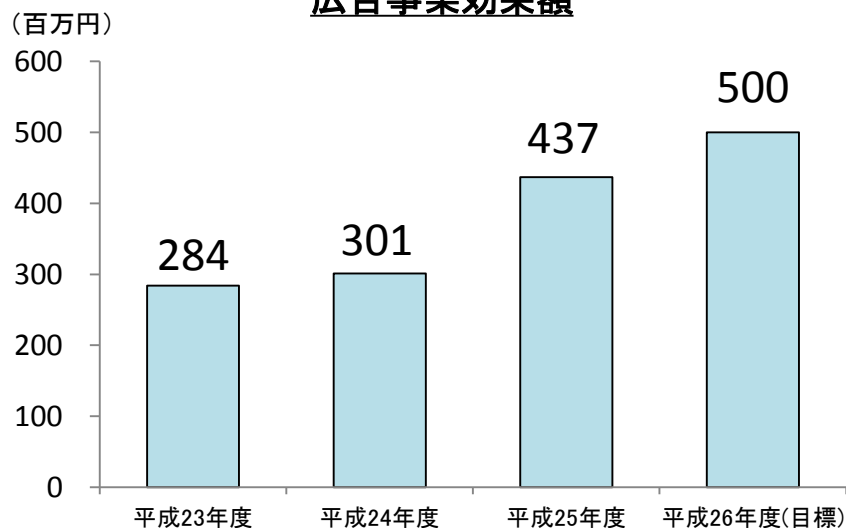
【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 平成24年4月、「大阪市広告事業推進プロジェクトチーム」において、媒体別の行動計画である「大阪市広告事業行動計画」(平成26年度目標額:5億円)を策定し、目標の達成に向け、メールマガジンの配信、ネーミングライツワーキンググループの設置、相談窓口での対応、本市ホームページ掲載情報の充実などの取組を実施してきた。その結果、目標とした5億円を達成する見込みである。
- 本市の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳入を確保するため、今後も広告事業収入の確保に取り組む。
- これまでの取組を一層推進するため、平成27年度においても媒体別の目標額を設定し、引き続き全庁的な取組を推進していく。

広告事業効果額



ネーミングライツ 主な契約事例

施設名	ネーミング	パートナー	収入金額	契約期間
長居陸上競技場 長居第2陸上競技場	ヤンマースタジアム長居 ヤンマーフィールド長居	ヤンマー(株)	両施設で1億円 (年額、税別)	H26.3.1~ H31.2.28
梅田新歩道橋	ROHTOよろこびっくり 梅田新歩道橋	ロート製薬(株)	610万円 (年額、税込)	H25.6.1~ H28.5.31
阿倍野歩道橋	鮎屋萬助・阿倍野歩道橋	(株)小鯛雀鮎 鮎萬	360万円 (年額、税込)	H25.11.1~ H28.10.31

1-(2) 歳入の確保

オ 自動販売機等に係る契約の原則公募の徹底

【戦略】

市の施設に設置する自動販売機、売店及び食堂に係る施設利用に関する契約について、原則公募による契約を徹底させる。

【平成27年度の実施】

自動販売機、売店及び食堂の設置について、原則公募による契約を徹底する(新設・更新の時期にあわせて順次公募化)。

【平成27年度の目標】

収入目標額
3億7,100万円

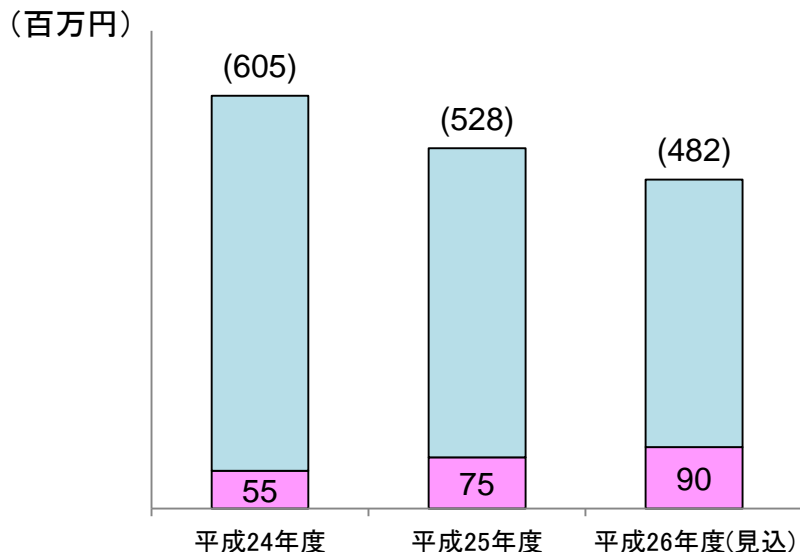
【平成28年度以降の実施の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 市の施設への自動販売機、売店及び食堂の設置については、契約更新にあわせ、原則公募による契約を徹底してきた。
- 指定管理者が管理する施設への設置についても、原則公募を徹底させている。
- また、就労機会の確保を目的とする福祉団体等に対する売店等の使用許可について、就労実態のないものの使用許可を見直し、競争性を確保してきた。
- 本市の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳入を確保するため、今後も原則公募による契約を徹底していく。

自動販売機等に係る収入額



原則公募の徹底により競争性を確保した契約の実施による歳入の確保(新たに非公募物件を公募実施としたことによる効果額:平成24年度5,500万円、平成25年度2,000万円、平成26年度1,500万円)は、着実に図れている。

※平成26年度は決算時に精査

しかしながら、施設の廃止や指定管理者制度への移行により対象物件が減少しているため歳入としては減少傾向にある。

2 事業マネジメントの強化

- 大阪市では、市民利用施設におけるサービス向上のために、天王寺動物園などモデル施設において利用者アンケートを実施し、アンケートで寄せられた意見の整理等を通して、現場主体による自己点検を行い、サービス改善に取り組んできました。引き続き、他の施設においても的確に利用者ニーズを把握しながら、利用者の側に立った効果的なサービス改善策を実施し、利用者満足度の向上に取り組めます。
- また、「施設提供サービスからソフト施策のサービスへ」、「民間でできることは民間に」などの観点から、施設の必要性・有効性、行政と民間の役割分担等を点検・精査し、施設の廃止・転用や機能統合などを含めた抜本的な見直しを進めるとともに、使用料についても、施設の特性等に応じた受益と負担の適正化を進めます。
- 公共事業については、社会経済状況の変化や厳しい財政状況を踏まえ、継続的な事業や新規事業について、更なる選択と集中を徹底するとともに、既存の公共施設等の戦略的な維持管理を行い、全市的な財政負担の平準化を推進します。

2-(1) 市民利用施設におけるサービス向上

【戦略】

利用者ニーズを的確に把握するとともに、サービスの向上に努め、利用者に満足していただける施設をめざす。

【平成27年度の取組】

- ① 利用者ニーズを的確に把握し、サービスの向上につなげていくため、利用者アンケート等を実施する。
- ② 利用者ニーズのほかに、各施設の実情や、他施設とのバランス、他都市の類似施設との比較、費用対効果等を踏まえながら、開館日・開館時間の拡充等、利用者満足度の向上に効果的なサービス改善策を検討・実施する。
- ③ 効果的なサービス改善策の実施により、利用者数、利用率を向上させ、増収を図る。

(対象施設はp118、取組の詳細はp119参照)

【平成27年度の目標】

- アンケート調査における利用者満足度の向上
- 平成25年度実績と比較して毎年1%の増収をめざす

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

【現状(これまでの取組)】

・平成26年度の主な取組

(事業費総計:152,022千円)

開館日・開館時間の拡充	天王寺動物園(元日の臨時開園、お盆期間の夜間延長) 美術館(お盆期間の夜間開館) 自然史博物館(長居植物園のイベントに合わせた早朝開館、春休み期間中の臨時開館) 東洋陶磁美術館(ゴールデンウィーク期間中の臨時開館) 中央図書館(開館日の増(年末等)) 市立大学学術情報総合センター(春休み等の開館日増、早朝開館) 大阪城天守閣(元日の臨時開館) 大阪プール(スケートリンク専用使用時の早朝(午前6時～)、深夜(～午前0時)の臨時開館)
トイレの改善	天王寺動物園(一部トイレの先行改修整備・建替え、整備基本計画の策定) 自然史博物館(1階・2階トイレの改装及び洋式化) 市立大学学術情報総合センター(障がい者用トイレへの洗浄トイレの設置)
案内表示の充実	天王寺動物園(わかりやすい案内サインの設計)

【今後の取組の必要性】

- ・今後利用者ニーズを把握しサービス改善策を検討・実施する予定の施設における取組を進める。
- ・先行的・先進的な取組事例等を抽出し、他施設にフィードバックするなど、市民利用施設全般におけるサービスのレベルアップを図る。
- ・利用者満足度、利用者数、利用率、歳入等の実績を把握し、検証する。

2-(2) 市民利用施設の見直し

ア 市民利用施設のあり方の検討

【戦略】

「施設提供サービスからソフト施策のサービスへ」、「民間でできることは民間に」、「区の特성에応じた区長の自主的な選択」、「施策目的ごとの施設提供から施設の全体最適化」などの観点から、平成24年7月にとりまとめた「市民利用施設のあり方の検討にあたっての基本的な考え方」に基づき、施設の必要性・有効性、行政と民間の役割分担等を点検・精査し、施設の廃止・転用や機能統合などを含めた抜本的な見直しを行う。

【平成27年度の取組】

平成24年7月にとりまとめた「市民利用施設の見直しの方向性」の区分に従って、次のとおり取組を進める。

- ①局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設
対象施設ごとに見直し内容及び時期を明らかにした実施計画(平成25年2月策定)に基づき、引き続き見直しを推進する。
- ②区長が区の特성에応じて検討する施設
区長会議において、市改革プロジェクトチーム等から提供された区内の対象施設ごとの規模、建設年度、運営経費、利用状況、設置場所等のデータに基づき、区割りに関する議論の動向を踏まえて必要となる施設についての検討を進め、平成28年度から廃止・縮小ができるよう、見直し案を作成する。
- ③体育館、大阪プール、文化施設等
府市統合本部で示された方向性に基づいて取組を進める。

【平成27年度の目標】

市民ニーズに応じた利用
や施設配置の実現
取組①による見直し効果額
(税等ベース)
2億2,500万円_(*)

* 平成24年度との比較

【平成28年度以降の取組の方向性】

- ①③ 継続して実施する。
- ② 平成27年度に作成した見直し案に基づき廃止・縮小を図る。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

取組①について

- ・「局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設」について、各所属が策定した実施計画(p122、p124参照)をとりまとめて公表するとともに、実施計画の進捗状況を把握・点検し、実施計画に沿った見直し内容を予算に反映した(平成26年度予算反映額:1億6,900万円)。

【実施計画に基づき見直しを実施した主な施設と取組内容】

- いきいきエイジングセンター、舞洲野外活動施設、環境学習センター(⇒平成25年度末で廃止)
- 大阪南港魚釣り園、大阪南港野鳥園(⇒平成25年度末で条例施設としては廃止し、港湾施設として位置付け)
- 生涯学習センター(⇒平成25年度末で2館(弁天町・城北)を廃止し3館体制(総合・阿倍野・難波)とした)
- クラフトパーク(⇒平成26年度からの開館時間の見直しや料金改定等により、2年以内に収支均衡を図る)
- 青少年センター(⇒平成27年度から料金改定等の実施により、業務代行料なしで運営)
- 水の館ホール・陳列館ホール(⇒平成27年度から鶴見緑地全体での指定管理者制度を導入)

⇒引き続き、実施計画の進捗状況を把握・点検し、実施計画に沿った予算反映を図る。

取組②について

- ・老人福祉センター、子ども・子育てプラザ、スポーツセンター、屋内プール等について、施設の利用状況等のデータを区長会議に提供するなど、区長による見直し案の作成の支援を行ってきた。

⇒引き続き、区長による見直し案の作成に向けて、区割りに関する議論の動向を踏まえて取組を進める。

取組③について

- ・体育館、大阪プール、文化施設等について、府市統合本部において、平成24年6月に基本的方向性をとりまとめるとともに、基本的方向性に基づく工程表を公表し、取組を精査してきた。

⇒引き続き、基本的方向性の実現に向けて、それぞれの工程表に基づき取組を進める。

2-(2) 市民利用施設の見直し

イ 市民利用施設の受益と負担の適正化

【戦略】

市民利用施設の使用料について、平成25年6月にとりまとめた「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」(p133参照)に基づき、施設の特性等に応じた受益と負担の適正化を図る。

【平成27年度の取組】

市民利用施設の使用料について、平成25年6月にとりまとめた「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」に基づき点検・精査し、経費削減や利用促進等に努めたうえで、必要に応じて料金改定を行う。

【平成27年度の目標】

施設の指定管理者の更新時期にあわせて使用料を点検・精査し、受益者負担を適正化

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- ・ 市民利用施設の使用料について、「必需性(提供されるサービスが日常生活のうえで必需かどうか)」と「市場性(民間でも提供されているものかどうか)」の観点から、施設特性等に応じて受益と負担の適正化を図る方針を市政改革プランに盛り込んだ。
- ・ 平成25年6月に、「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」をとりまとめて公表した。
- ・ この考え方に基づいて、以下の施設について点検・精査を行った。
 - 効果的・効率的な施設運営に取り組むことで基準を上回ることが見込まれる施設
⇒区民センター(ホール・会館含む)、長居ユースホステル、音楽堂、庭球場、社会福祉研修・情報センター
 - 利用促進、コスト削減及び料金改定などに取り組む施設
⇒クラフトパーク、信太山青少年野外活動センター、総合生涯学習センター、市民学習センター、青少年センター
 - 当面利用促進、コスト削減などに取り組み、料金改定については引き続き検討する施設
⇒美術館、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館、スポーツセンター、屋内プール等、クレオ大阪、こども文化センター、芸術創造館、城北菖蒲園
- ・ 今後、以下の施設について引き続き点検・精査を行っていく。
 - 平成27年度末に指定管理期間が終了する施設
⇒大阪プール、中央体育館、長居庭球場、咲くやこの花館、長居植物園等
- ・ 施設に関する受益と負担の状況に係る内容更新・公表、使用料改定に係る予算反映状況の公表など、引き続き、「見える化」を図っていく。

2-(3) 公共事業の見直し

【戦略】

事業の選択と集中を徹底するとともに、公共施設等の戦略的な維持管理を行い、ライフサイクルコストを抑制するよう努め、全市的な財政負担の平準化を図る。

【平成27年度の取組】

- ・ 継続的な事業や新規事業について、さらなる選択と集中を行う。
- ・ 公共施設等の戦略的な維持管理(更新・複合化・長寿命化など)を実施するための計画を検討・策定する。

【平成27年度の目標】

公共施設等総合管理計画^(※)を策定

【平成28年度以降の取組の方向性】

事業の選択と集中を推進するとともに、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の戦略的な維持管理を推進していく。

※:公共施設等総合管理計画

→ 地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象とする、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な管理に関する計画のこと。総務省から、地方公共団体に向けて、策定要請がなされている。

【公共施設等総合管理計画の内容】(総務省の指針より抜粋)

・所有施設等の現状

老朽化の状況など公共施設等の状況、人口の今後の見通し、公共施設等の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の見込み。

・施設全体の管理に関する基本的な方針

計画期間、全庁的な取組み体制、現状分析を踏まえた基本方針、フォローアップの実施方針。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

【現状(これまでの取組)】

○道路、公園・緑地の都市計画、及び治水対策の見直し

- ・ 長期にわたって事業に未着手となっている道路、公園・緑地の都市計画について、将来の必要性などを再検討し、廃止も含めた見直しを実施した。
- ・ 大阪府の河川整備計画の見直し(今後概ね30年間でめざすべき河川整備水準の目標を設定)に対応して、同計画に基づく本市の河川事業の見直しを実施した。

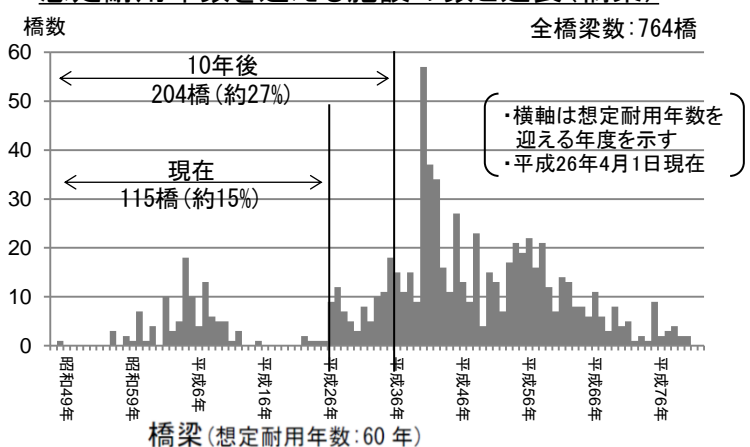
○維持管理計画の策定

- ・ 都市基盤施設ごとに予防保全の観点を重視した維持管理計画を策定した。

【今後の取組の必要性】

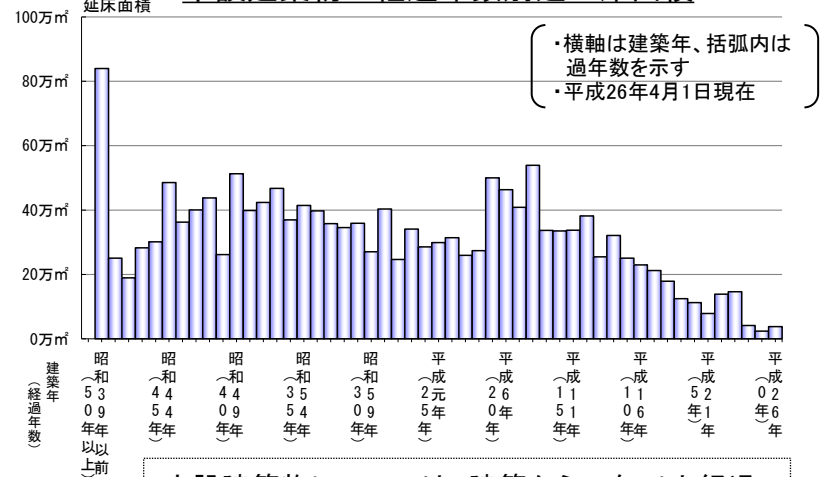
- ・ 公共施設等の多くは、今後、老朽化が進み、一斉に更新時期を迎え、維持管理や更新にかかる費用が増大していく。
- ・ 加えて、継続的な事業や新規事業の実施も見込まれる。
 ⇒全市的な財政負担を平準化するため、戦略的な維持管理とともに、継続的な事業や新規事業について、さらなる選択と集中を図る。

想定耐用年数を迎える施設の数と延長(橋梁)



橋梁をはじめとするインフラ施設については、今後、想定耐用年数を経過する施設数が急増する見込みである。

市設建築物の経過年数別延べ床面積



市設建築物については、建築から30年以上経過するものが増加する見込みである。

2-(4) 外郭団体の必要性の精査

【戦略】

外郭団体に対する本市の資本的関与(出資・出えん)や人的関与(役職員の派遣)を見直すことにより外郭団体の自立化等を促進する。

【平成27年度の取組】

- ① 団体ごとの見直しの方向性については、「外郭団体関与・監理見直し計画(更新版)」(平成27年2月公表)に沿って見直しを進める。
- ② 各所属における実施状況を検証し、進捗状況を公表する。

【平成27年度の目標】

外郭団体数について、平成27年度までに平成27年1月の団体数(32団体)と比較して40%以上の減

【平成28年度以降の取組の方向性】

引き続き、「外郭団体関与・監理見直し計画(更新版)」に沿って、見直しを進める。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 外郭団体に対する本市の資本的関与など各種関与を見直し、平成23年7月に72団体あった外郭団体を平成27年1月には32団体まで削減した。
- 「外郭団体関与・監理見直し計画」(平成26年2月公表)に沿って、これまでに15億6,600万円(見込)の資本的関与を見直した。(一般財団法人3団体からの本市出えん金相当額の返還寄附、及び株式会社1団体における本市所有株式の売却)
- 本市の厳しい財政状況に対応し、市政運営の透明性・公正性・効率性を確保するため、引き続き、本市の各種関与を見直し、外郭団体の自立化等を促す。

3 業務マネジメントの強化

- 業務執行の適正化を図るため、日々の事務事業の進め方など業務プロセスについても不断に見直し、業務フローの最適化を図るとともに、発生主義・複式簿記の考え方を採り入れた新公会計制度を導入し、事業コストの「見える化」等に取り組めます。
- また、ICTの活用を総合的に推進し、モバイル環境の普及に対応したサービスの向上や業務改善を図る取組として、国のスケジュールに沿ったマイナンバー制度への対応や、ICTを活用した業務プロセス改善と新しいコミュニケーションシステムを構築します。
- さらに、コンプライアンスの確保の取組に加えて、ガバナンス機能を補完するため、内部統制体制を本格的に構築し、市を取り巻く様々なリスクに対し、組織的・自律的に対応できるような市政運営を推進します。
- また、区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営に向け、区役所業務の集約化・共同処理の検討を進めます。

3-(1) 業務執行の適正化

ア 業務プロセスの改善

【戦略】

本市職員が実施している業務が適正に執行されるよう、業務プロセスを再構築するため、各所属における業務プロセスの可視化や業務改善の取組を一層推進する。

【平成27年度の取組】

事務処理の適正化や、その遵守のための取組状況の検証を踏まえ、引き続き自主点検を行い、必要に応じて改善を行うとともに、取組状況などをとりまとめる。

【平成27年度の目標】

事務処理手続の適正化にかかる取組状況などの成果を公表

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 平成25年度までの取組として、業務フロー最適化プロジェクト報告書を全庁で共有した。
- 職員による不適切な事務処理や、コンプライアンス意識の欠如に起因する事務処理手続上の問題事例が頻発している。
- 本市職員が実施している事務がその事務処理手順のとおり適正に執行されるよう、各所属における自主点検の実施を要請し、必要に応じて事務処理手続の最適化に向けたサポートを行った。
- 所属長の適切なマネジメントのもと、個々の事務において事務処理手順の作成や改正を行い、その遵守の徹底を図る。

3-(1) 業務執行の適正化

イ 事業コストの見える化 ～フルコスト管理～

【戦略】

新公会計制度を理解し、財務諸表等をマネジメントのツールとして活用することができる人材を育成するとともに、各所属におけるマネジメントの強化を図る。

【平成27年度の取組】

- ① 新公会計制度の本格運用を開始する。
- ② 新公会計制度改革プロジェクトに基づき、発生主義・複式簿記に関する基礎知識の習得、財務諸表等を用いた課題分析・解決手法の習得、財務諸表等をマネジメントに活用する手法の習得など、業務経験や職責等に応じた幅広い研修を実施する。

【平成27年度の目標】

研修における受講者アンケートの「業務に役立つ」とする回答者の割合:50%以上

【平成28年度以降の取組の方向性】

- ②の取組を継続して実施する。
- 各所属において財務諸表等をマネジメントのツールとしてより有効に活用するため、財務諸表等を活用した事業の進捗状況や改善状況についての検証を実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 現行の公会計制度は、現金主義・単式簿記を採用しており、資産や債務(ストック)を把握しづらいこと、減価償却費や引当金などの非現金情報が明らかにされないこと、第3セクター等も含めた自治体全体の財務情報が十分でないこと、などの課題がある。
- 大阪市では、これらの問題点に対応するため、発生主義・複式簿記の考え方を採り入れた日々仕訳方式による新公会計制度を導入することとした。
- 平成27年度からの導入に向け、環境整備や職員研修を計画的に進めてきた。
- 新公会計制度の導入により、フルコスト情報やストック情報を適切に把握し、内部の事業マネジメントにも活用することはもちろんのこと、これらを公表することで財政の透明化と説明責任にも寄与するものである。
- 新公会計制度を円滑に運用するためには職員の理解が必須であり、各所属において正確な財務諸表を作成するとともに、事務・事業マネジメントにおいて自律的に活用できる状態をめざす。

3-(1) 業務執行の適正化

ウ 社会・行政システムの改革提言

【戦略】

時代に対応しきれていない国の社会・行政システムの問題点を明らかにし、国に対して積極的に改善を求めていく。

【平成27年度の取組】

- ① 時代に対応しきれていない国の社会・行政システムを抽出して対応策を整理・検討し、現行制度の範囲で対応できる方策を提案・実施することにより社会・行政システムの問題点を広く提起する。
- ② 社会・行政システム改革について、他の自治体等とも連携しつつ、あらゆる機会を捉えて、国の制度・施策に関する提案・要望活動を行う。
- ③ 提案・要望に対する国の対応を踏まえ、更なる改善に向けた取組を推進する。

【平成27年度の目標】

時代に対応しきれていない国の社会・行政システムの改善を求める

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 国の社会・行政システムについて、その問題点を明らかにし、他の自治体等とも連携しつつ、国に対して積極的に改善を求めてきた。
- 生活保護制度については、自治体独自で取組可能な就労自立支援や不正受給対策等の適正化に積極的に取り組むとともに、それらを通じて明らかになった現行制度の課題や問題点について、あらゆる機会を通じて国に対して要望・提案を行った。
- 平成25年12月には、本市が行ってきた提案・要望内容が数多く盛り込まれた「生活保護法の一部を改正する法律」が成立した(平成26年7月施行)。
- 平成26年3月に市長へ答申のあった「大阪府市規制改革会議提言」を踏まえ、国における規制緩和や制度改善を求めるため、府とともに内閣府規制改革ホットラインへの提案等を行った。また、事業者等が事業を営むうえで支障となる規制等に対する意見を継続的に求められるよう意見募集のホームページを開設した。
- 引き続き、時代に対応しきれない国の社会・行政システムの問題点や課題を明らかにするとともに、国に対して積極的に改善を求めていく。

3-(2) ICTを活用したサービス向上と業務プロセス改善

【戦略】

ICTの活用を総合的に推進し、モバイル環境の普及に対応したサービスの向上や業務改善を図る。

【平成27年度の取組】

- ① マイナンバー制度^(※1)の導入に向け、国が示すスケジュールに沿って着実に作業を進めるとともに、市民サービスの更なる向上を図るため本市への申請・届出事務の実態調査や制度活用の検討を実施する。
- ② タブレット端末を活用したフロントオフィス業務^(※2)改善の検証結果を踏まえ、各所属での業務改善の取組を促進するとともに、利用環境の改善や業務システムへの利用拡充に取り組む。
- ③ ICTを最大限活用し、市民の行政への関心を高めるとともに、市民と市民、市民と行政とのコミュニケーションを促進し、地域課題等を市民協働で解決する取組を促進する。
- ④ 市が保有するデータを2次利用が可能かつ機械判読にも適したデータ形式で提供する「オープンデータ」を推進するため、データカタログサイトを構築し、市民・企業等のデータ利活用及び市政への参画の促進を図る。

【平成27年度の目標】

- ① 国のスケジュールに
着実に対応するとともに、本市独自施策の
検討結果をとりまとめ
- ②③ 取組状況などの成果を公表
- ④ 公開データ数を増加
するとともに、利用し
やすいカタログサイトを構築

【平成28年度以降の取組の方向性】

- ① 調査・検討の結果から実施計画を策定
- ②③④ 継続して実施する。

※1: マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

→ 住民1人に1つの番号を付して複数の機関に存在する同一人の情報を確認することを目的とし、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための仕組み。

※2: フロントオフィス業務

→ 主に現場や庁舎外など庁内情報通信ネットワークが利用できない環境で実施する業務(例: 現場調査や市民・事業者への現地での説明等)。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- ・ マイナンバー制度については、制度導入に影響を受ける事務の調査を行うとともに、制度に対応できるようシステムの改修や特定個人情報保護評価^(※3)を進めてきた。
- ・ 庁内業務(バックオフィス業務)については、情報システムの導入や庁内ICT環境の充実により業務改善を進めてきた。
- ・ 平成26年度においては、通信環境の整備や情報端末の性能向上などでモバイル環境が急速に普及し、屋外においてもICTを活用する環境が整ってきていることから、更なる市民サービスの向上や業務の効率化を進めるため、タブレットを活用したモバイルワークの導入によりフロントオフィス業務^(前ページ※2)の調査・検証事業を実施した。
- ・ また、平成26年度には、民間の画像投稿サイトを活用し、地図情報上に地域課題やその解決に向けた取組状況等を投稿する「マイコミおおさか」の実証実験を実施した。
- ・ 近年発展著しいモバイル、クラウド、オープンデータなど最新のICTに対応し、市民サービスの向上や業務改善における全庁的なICTの活用を進めていく必要がある。
- ・ スマートフォン、タブレット等モバイル端末が急速に普及し、また、行政の情報を活用するオープンデータの推進が社会的に要請されるなど、ICTを取り巻く状況が変化してきており、全庁的に対応していく必要がある。

※3: 特定個人情報保護評価

→ 諸外国で採用されているプライバシー影響評価(PIA)に相当するものであり、個人番号を含む個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響の予測及び漏えいその他の事態を発生させるリスク分析を行い、当該リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認のうえ、特定個人情報保護評価書において自ら宣言するもの。

3-(3) 組織的・自律的な市政運営の推進

ア 内部統制体制の確立

【戦略】

内部統制に係る4つの目的(1 業務執行の有効性及び効率性の確保、2 財務報告の信頼性の確保、3 コンプライアンスの確保、4 資産の保全)を達成するため、内部統制体制を本格的に確立し、都市経営におけるガバナンス機能を補完する。

【平成27年度の取組】

- ① 各所属が自律的に内部統制のPDCAサイクルシステム(リスクの把握・評価、対応策の検討→リスク対応策の実施→リスク対応策の有効性の自己点検→リスク対応策の改善)を実施できるよう、取組を支援する。
- ② PDCAサイクルシステムの検証を定期的に行い、不備・不適がある場合は助言・指導を行うことにより、各所属の内部統制機能を維持、向上させる。

【平成27年度の目標】

適切に業務が行われているか日常的に点検・見直しを行っていると考えている職員の割合:73%以上(*)

* 平成25年度 67.2%

【平成28年度以降の取組の方向性】

- ① 平成29年度末までに自律的なリスク管理体制を構築する。
- ② 継続して実施する。

※①、②により、適切に業務が行われているか日常的に点検・見直しを行っていると考えている職員の割合を平成28年度に76%、平成29年度に80%以上とすることを目標とする。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 大阪市では、平成18年4月から「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を施行し、公益通報制度を運用するとともに、職員のコンプライアンス意識向上のために、コンプライアンス研修等を実施するなど、従来はコンプライアンスの確保を中心に置いて内部統制体制を構築してきた。
- しかしながら、地方公共団体における内部統制の目的は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、資産の保全を含むものであることから、これら4つの目的を達成し、適正な業務執行を推進するため、大阪市内部統制基本規則を制定し、内部統制を実施するための新たな体制を整備するなどの見直しに取り組んでいる。今後、新たな体制の下、各所属において自律的に内部統制のPDCAサイクルシステムを実施できるよう必要な支援を行い、内部統制機能を維持、向上させていく。

3-(3) 組織的・自律的な市政運営の推進

イ コンプライアンスの確保

【戦略】

職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、公益通報制度の運用を通じて、各所属による違法・不適正な事実に対する主体的な調査や是正・再発防止措置を促すことや、風通しの良い職場づくり等による意識向上を図ることにより、コンプライアンス違反を発生させないための自律的な取組や服務規律の確保を促進する。

【平成27年度の取組】

- ① 職員に対する集合型研修、職場実施型研修及びグループ討論型の研修を継続的に実施する。
- ② 通報件数が増加している中で公益通報制度の実効性を確保するため、公正職務審査委員会における審議の公正性を確保しつつ、更なる効率化を図る。
- ③ 服務規律確保を徹底するため、「服務規律刷新プロジェクトチーム」のもと、風通しの良い職場づくり等による意識向上を図りながら、不祥事削減に向けた効果的な取組を策定・実行し、不祥事根絶を図る。

【平成27年度の目標】

コンプライアンスを「特に意識していない」職員の割合:2.7%以下^(*)

* 平成25年度 3.2%

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 大阪市では、平成18年4月から「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を施行し、公益通報制度の運用による職員の公正な職務の執行の確保や、コンプライアンス研修の実施による職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組んできた。
- その結果、平成25年度の職員アンケートでは「日々の業務執行に当たってコンプライアンスを意識している」との回答割合が95%を超えるなど、一定の成果を上げることができているが、今後も引き続き職員がコンプライアンスを意識し、日々の業務を執行するうえで、コンプライアンスを確保するための取組は不断に継続する必要がある。
- 公益通報制度の運用を通じて、各所属による違法・不適正な事実に対する主体的な調査や是正・再発防止措置を促すとともに、職員のコンプライアンス意識向上のため、各所属において効果的な職場研修を実施するなどコンプライアンス違反を発生させないための自律的な取組を促進していく。

3-(3) 組織的・自律的な市政運営の推進

ウ 説明責任と透明性の確保 ～オープン市役所～

【戦略】

施策や事務事業の実施・変更等について、意思決定のプロセスや事務事業の内容、公金の使途等の透明性の確保に向けた取組を進める。

【平成27年度の取組】

次の4つの柱からなる「オープン市役所」について、安定的に運用するとともに、見やすさ、使いやすさなどの向上を図るための検証・改善を適宜行う。

- ① 「施策プロセス」の見える化
市政運営の透明性の確保を図るため、主要施策について、その発端から決定・実行までのプロセスを明らかにする。
- ② 「市民の声」の見える化
市民の市政への理解や関心を高め、市民ニーズに合った施策展開をより一層充実させるため、「市民の声」の全件公表を実施する。
- ③ 予算編成過程の公表
予算編成を進めるにあたって、市民に対する説明責任を果たすため、その編成過程の情報を公表する。
- ④ 公金支出情報の公表
予算の使途を明確にするため「公金支出情報」を公表する。

【平成27年度の目標】

市がどのように施策・事業を決めているのかが分かりやすいと思う市民の割合：70%以上(*)

* 平成25年度 69.8%

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 大阪市では、市政運営の透明性を確保するため、施策の発端から決定・実行までの施策プロセスを「見える化」する「オープン市役所」を大阪市ホームページで公開している。
- 平成24年1月から「施策プロセスの見える化」、「予算編成過程の公表」、「市民の声の見える化」の取組を順次進め、平成25年8月には「公金支出情報の公表」を開始した。
- 今後も引き続き、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に取り組んでいく。

大阪市ホームページで公開している4つの柱

施策プロセスの見える化



• 大阪市の施策の概要、きっかけは何か、今後の予定やどこまで進んでいるかなど、施策の過程(プロセス)を公表。

市民の声の見える化



• 「市民の声」としてお寄せいただいたご意見等の要旨と、それに対する本市の考え方を原則全件公表。

予算編成過程の公表



• 予算の編成過程を公表。
• 予算編成の基本的な考え方や各所属の予算要求状況、市長ヒアリングなどの情報についても公表。

公金支出情報の公表



• 支払日、支払額、支払内容などの公金支出情報を公表。

3-(3) 組織的・自律的な市政運営の推進

エ 効果的な情報発信

【戦略】

広報の一元化及び区役所の情報発信機能の強化により、市民のニーズに合ったより効果的・効率的な情報発信を行う。

【平成27年度の取組】

①各所属との連携と媒体の有効活用

各所属との連携のもと作成した年間広報計画に基づき、ターゲットや市民ニーズに応じた媒体を活用して、市民へよりの確に情報を届ける。

- ・ 広報紙やホームページ、ツイッターをはじめとするSNSなどを有効に連携させた情報の発信
- ・ 民間とのタイアップによる新たな広報ツールを活用した情報の発信

②区役所の情報発信機能の強化

区役所を中心とする広報人材の育成と体制の強化を図る。

【平成27年度の目標】

必要とする市政情報が得られていると思う市民の割合：70%以上^(*)

* 平成25年度 43.2 %

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 市民が必要とする情報をより効果的・効率的に発信するため、各区役所・局・室の広報を一元化し、戦略的な情報発信に取り組むとともに、広報関係経費(区役所など一部所属を除く)の削減を図ってきた。

広報関係予算の削減状況: 16億4,000万円(平成23年度)→3億9,100万円(平成26年度)

- また、市政だよりを廃止し、区広報紙の充実を図るなど、市民により身近な区役所が主体となった情報発信を強化してきた。
- 引き続き、広報の一元化や区役所の情報発信機能の強化を進めるとともに、ターゲットや市民ニーズに応じた媒体を活用しつつ、より効果的・効率的な情報発信を行っていく。

3-(4) 区役所業務の集約化

【戦略】

区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営に向け、区役所業務の集約化・共同処理の検討を進める。

【平成27年度の取組】

平成26年度までの区長会議の各部会における、区役所業務の集約化・共同処理可能な業務の検討結果をふまえ、4月よりできるものから順次実施する。また、検討が平成27年度にわたるものについても、できるものから8月末を目途に関係局・室との調整を終え、できるものから順次10月からの実施をめざす。

【平成27年度の目標】

集約化・共同処理可能な業務から順次実施

【平成28年度以降の取組の方向性】

平成27年度の実施結果を検証し、集約化・共同処理可能な業務があれば順次、拡大実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 市政改革プランに基づき、平成24・25年度には、庶務関係業務やバックオフィス業務等の共同処理の対象となる業務について、各区役所に調査し、関係局とともに検討してきたが、人員や業務端末の再配分ができないなど実施に向けた大きな課題があったために、具体的な実施計画の策定までには至らなかった。
- 平成26年度は、平成25年度までに区役所から提案のあった集約化・共同処理対象業務について検証したうえで、集約化にあたっての最適化の単位や効果を測定する共通の判断基準を整理し、それを各業務にあてはめて、実施の可能性について検討した。10月には市長から人員マネジメントについて、区長会議に指示があり、現在、人事・財政部会を中心に、市民局で検討していた業務も含めた区役所業務全般についての集約化等について、客観的な現状分析や検証に基づいた具体的な提案の検討を進めている。
- 人員マネジメントを着実に進めていくためには、区役所をまたがる連携により業務執行体制の改善を図り、共通業務の集約化を図っていくことが必要であることから、これまでの検討を踏まえて、より具体的な検討を進め、可能なものから順次実行していく。

4 経営システム改革

- 公営事業、とりわけ地下鉄や上・下水道事業等に代表される巨大な装置型事業については、当初は莫大な初期投資がかかり、また、適当な事業者も見当たらなかったことから、公で実施する必要性や理由がありました。
- しかし、受け手となる事業者が数多く存在している今の時代には、必ずしも公営であり続ける必要性は薄れてきています。
- 少子高齢化による人口減少社会の到来や老朽施設の更新需要の増大など、今後の経営環境がますます厳しくなると見込まれる中では、民間でできることは民間に委ね、公が果たすべき役割については市場原理が機能しない部分に限るなど、改めて問い直すことが求められています。
- 経営形態を見直すことにより、これまで行政が果たしてきた公的な責務は一定担保しつつ、市民負担の軽減やサービスの維持・向上に加えて、まちづくりや関西の発展に寄与できるよう、事業の安定的・継続的な展開をめざします。

4-(1) 民営化・公共施設等運営権制度の活用をめざすもの

ア 地下鉄

【戦略】

方向性:株式会社化による上下一体経営

自立した企業体として自らの経営責任で持続的にさらなる効率性や生産性を追求し、成長力を高めていくことができる組織体へ移行する。

【平成27年度以降の取組】

- 民営化の際に必要な資産の移管にあたり、デューデリジェンス^(※)を実施する。
- 民営化の際に受け皿となる準備会社の設立に必要な手続きを行う。
- 事業の譲渡譲受及び産業競争力強化法の適用について国土交通省との調整を進める。
- 企業債の償還方法や資金調達方法等について関係先と調整を進める。
- 新規事業の具体化について、検討を進める。

【目標】

新会社による営業開始

※:デューデリジェンス

→ 新会社に承継する資産・負債・資本の額を確定する作業。

○取組の必要性和これまでの取組

【取組の必要性】

- ・ 今後の事業環境の悪化を想定すると、概ね鉄道整備が進み、事業の管理・運営が中心となっている現在の地下鉄事業の現状を考えると、自立した企業体として自らの経営責任で、持続的にさらなる効率性や生産性を追求し、成長力を高めていくことが極めて重要である。
- ・ 効率性や生産性を追求するためには、柔軟かつ機動的な経営が可能な経営形態を指向するべき。
- ・ 民営化は上下分離方式ではなく、上下一体の株式会社とし、当面、100%大阪市出資の株式会社化を図る。
- ・ 将来、株式上場が可能な企業体を目指し、完全民営化もめざす。

【これまでの取組】

- ・ 「地下鉄事業民営化基本方針(素案)」を策定(平成24年12月)
- ・ 「地下鉄事業民営化基本方針(素案)」に対する市民・お客さまアンケート実施(平成25年1月)
- ・ 「地下鉄事業民営化基本方針(案)」を策定(平成25年2月)
- ・ 市会に「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」上程(平成25年2月)
- ・ 「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」を策定(平成25年5月)
- ・ 民営化について、市民・利用者との意見交換会を開催(平成25年8～9月)
- ・ 「大阪市鉄道ネットワーク審議会」の設置にかかる条例案を市会に上程 → 原案可決(平成25年9月)
- ・ 「地下鉄民営化の論点整理と民営化後の事業展開について」をとりまとめ(平成26年8月)
- ・ 「準備会社」を設立するための出資金を補正予算案として市会に上程 → 原案否決(平成26年11月)
- ・ 市会において、廃止条例案否決(平成26年11月)
- ・ 市会に「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」再上程 → 原案否決(平成27年2月)

4-(1) 民営化・公共施設等運営権制度の活用をめざすもの

イ バス

【戦略】

方向性: 大阪シティバス(株)へ事業譲渡

官と民の適切な役割分担を再構築し、持続可能な輸送サービスを維持するための仕組みを確立する。

【平成27年度以降の取組】

民営化に向けて、大阪シティバス(株)の経営改革を着実に進めて経営基盤の強化を図るとともに、一括譲渡に向けた手続き等を進める。

【目標】

大阪シティバス(株)による運行

○取組の必要性和これまでの取組

【取組の必要性】

- ・バス事業を取り巻く環境の悪化や、民間バス事業者と比べた場合の生産性の低さ、多額の累積欠損金の蓄積、市財政の硬直化といった状況を考えると、「公営企業体」として現状のままバスサービスを継続することは極めて困難な状況にある。
- ・引き続き、市民の足として必要なバスによる輸送サービスを確保するためには、官と民の適切な役割分担を再構築し、持続可能な輸送サービスを維持するための仕組みを確立することが必須である。
- ・現行のバス路線を「事業性のある路線」と「地域サービス系路線」に再構築したうえで、バス事業の運営を民間バス事業者に委ねることとし、大阪市は交通政策の観点から路線・サービス維持にかかる支援(補助金交付、譲渡先事業者との協議・調整)を行う。

【これまでの取組】

- ・「バス事業民営化基本方針(素案)」を策定(平成24年12月)
- ・「バス事業民営化基本方針(素案)」に対する市民・お客さまアンケート実施(平成25年1月)
- ・「バス事業民営化基本方針(案)」を策定(平成25年2月)
- ・市会に「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」上程(平成25年2月)
- ・「バス事業民営化基本プラン(案)」を策定(平成25年5月)
- ・「バス事業民営化・譲渡の考え方について(大阪運輸振興(株)への譲渡規模の範囲)」をとりまとめ(平成25年9月)
- ・民営化について、市民・利用者との意見交換会を開催(平成25年8～9月)
- ・「バス事業民営化基本プラン(案)」に沿ったバス路線の見直し(平成26年4月)
- ・不採算バス路線の維持にかかる新たな補助制度の創設(コミュニティ系バス運営費補助の再構築)(平成26年4月)
- ・「議会において提起されたバス事業の民営化手法に関する検討について」をとりまとめ(平成26年8月)
- ・「バス事業民営化推進プラン(案)(大阪シティバス(株)への一括譲渡によるスキームについて)」を策定(平成26年11月)
- ・市会において、廃止条例案否決(平成26年11月)
- ・市会に「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」再上程 →原案否決(平成27年2月)

4-(1) 民営化・公共施設等運営権制度の活用をめざすもの

ウ 水道

【戦略】

方向性：公共施設等運営権制度^(※1)の活用による上下分離^(※2)経営

公共性を担保しつつ、事業の効率性と発展性を追求するために公共施設等運営権制度を活用した経営形態をめざす。

【平成27年度以降の取組】

- 運営権制度の活用を可能とする旨等を定めた条例の議決を得る。
- 市100%出資による運営会社を設立する。
- 運営権設定の議決を得る(運営会社に運営権を付与するための議決)。
- 市と運営会社で運営権実施契約を締結する。
- 運営会社が水道事業認可を取得する。

【目標】

運営会社による業務の開始

※1:公共施設等運営権制度

→ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者に設定する制度。

※2:上下分離

→ 運営管理と施設保有を分離する方式を指す。

○取組の必要性和これまでの取組

【取組の必要性】

○現状分析から見た課題と解決策

- 水需要の減少が今後とも続くと見込まれる一方、管路耐震化のペースアップを実現するためには多額の事業費が必要である。
- 本市水道事業の経営環境が極めて厳しい中、お客さまへの新たな料金負担を回避しつつ、将来にわたり、事業の持続性を確保していくためには、水道事業の公共性、安心・安全の担保を前提としつつ、これまで以上に事業運営全般にわたって効率性を高めていくことが不可欠である。
- そのうえで、市の持つ技術力を活かし、国内外での新たな事業展開を積極的に推進するとともに、事業運営の広域化をめざしていく。

○公共施設等運営権制度を活用することとした趣旨

- 公共施設等運営権制度の活用により、市が水道施設の所有者として、事業の公共性などについてガバナンスを働かせる一方、運営会社は民間事業者としての経営の自由度を発揮することで、効率性、生産性の追求が可能である。
- したがって本市水道事業が抱える経営課題の解決及び今後めざしていく事業展開を実現するうえで、最善な手法として同制度を活用する。

【これまでの取組】

- 経営形態を見直すにあたり、水道事業民営化検討素案を策定(平成25年11月)
- 水道事業民営化基本方針～公共施設等運営権制度の活用について～(案)を策定(平成26年4月)
- 「大阪市水道特定運営事業等実施方針(案)」及び「水道事業における公共施設等運営権制度の活用について(実施プラン)(案)」を策定(平成26年11月)
- 市会に、運営権制度の活用を可能とする旨等を定めた「大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を上程→原案否決(平成27年3月)

4-(1) 民営化・公共施設等運営権制度の活用をめざすもの

エ 下水道

【戦略】

方向性: 公共施設等運営権制度^(※1)の活用による上下分離^(※2)経営

施設の維持管理と建設投資を一体的に実施し、より効率的な事業運営ができる体制構築をめざす。

【平成27年度以降の取組】

- 新組織を設立する。
- 下水道施設の維持管理について、新組織への包括委託を開始する。
- 公共施設等運営権制度の導入に向け、財源スキーム等の課題について調査検討を進める。

【目標】

平成27年度末までに
新組織への委託開始

※1: 公共施設等運営権制度

→ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者に設定する制度。

※2: 上下分離

→ 運営管理と施設保有を分離する方式を指す。

○取組の必要性和これまでの取組

【取組の必要性】

- 本市下水道事業は、近年多発する集中豪雨等による浸水被害の軽減や、老朽施設の改築更新、地震・津波対策、水環境保全等の推進が急務である。
- さらに、長期的な使用水量の減少や、改築更新投資の増加による厳しい経営環境にある。
- また、他都市と比べて、処理水量あたりのコストは安いものの、維持管理部門の職員数が多い状況にある。
- 以上の課題の解消に向け、上下分離方式を導入し、当面は維持管理の包括委託を実施する。
- 将来的には、維持管理と建設投資を一体的に実施することでより効率的に事業運営ができる公共施設等運営権制度を活用した経営形態をめざす。

【これまでの取組】

- 大阪市下水道事業経営改革の基本方針と実施計画(案)を策定(平成24年11月)
- 西部方面管理事務所所管の下水道施設の維持管理について、(一財)都市技術センターを暫定活用して包括委託を試行実施(平成25年4月～)
- 新組織設立準備(平成25年度～)
- (一財)都市技術センターにおいて経営の専門家を役員として招へいし、平成25年8月にその役員を含めた経営マネジメントチームを設置
- 市内部検討プロジェクトチームに外部有識者を招へい(平成25年10月～12月)
- (一財)都市技術センターによる包括委託を市全域(4方面事務所)に拡大し、課題の検証を行う(平成26年4月～)
- 大阪市下水道事業経営形態見直し基本方針(案)を策定(平成27年2月)

4-(1) 民営化・公共施設等運営権制度の活用をめざすもの

才 幼稚園

【戦略】

方向性：区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れ、民営化を推進する。あわせて市立幼稚園としての役割についての検証や公の関与について検討を進める。

【平成27年度以降の取組】

廃園・民間移管が決定している幼稚園については、以下の取組を着実に進める。

○廃園に向けた取組

- ・ 廃園が決定している3園について、全園児の募集を停止する。

○民間移管に向けた取組

- ・ 幼稚園からの継続園児について在園中に運営が変わる影響を最小限とするため、保護者、移管先法人及び本市の三者で組織する「三者協議会」を設置し、移管に伴う諸事項について協議し、合意形成を図る。
- ・ 移管後の園長予定者と継続園児を担当する保育教諭予定者へ引継ぎを行う。

今後の市立幼稚園民営化の進め方について方針を示す。

【目標】

<民間移管1園>

平成28年4月からの民間法人による運営開始

<廃園3園>

平成27年度末の廃園

○取組の必要性和これまでの取組

【背景】

- ◆市内の幼稚園に通う園児の約8割が私立幼稚園に通園(市内の2行政区には市立幼稚園が不存在)
- ◆市立幼稚園の園児1人当たりの運営費は、私立幼稚園に比べ高額



【取組の必要性】

民間において成立している事業については、民間に任せることを基本として、負担の公平性を図るとともに、本市の厳しい財政状況において、限られた人的・物的資源を有効に活用することが必要

市立幼稚園の民営化により生み出された財源を活用し、市立幼稚園だけでなく、大阪市全体の幼児教育の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園としての民間移管など待機児童の解消も視野に入れ検討を進める。

【これまでの取組】

- ・「市立幼稚園民営化計画(案)の基本的な考え方」を公表(平成25年2月)
- ・幼稚園関係者協議会(市・区)を開催(平成25年4月～8月)
- ・「市立幼稚園民営化計画(案)」を策定し、平成25年度・平成26年度に民営化に着手する園を公表(平成25年8月)
- ・「大阪市立幼稚園の民営化について 一現時点での考え方」を公表(平成25年9月)
- ・平成25年8月に公表した「市立幼稚園民営化計画(案)」に示した19園のうち、5園(堀川、泉尾、中本、瓜破、津守)の廃止条例可決(平成25年11月)
- ・廃園が決定した津守幼稚園について、平成26年度の園児募集において4歳児の募集を停止(平成25年11月)
- ・条例案が可決された5園を除く14園について、「民営化計画の見直し(案)」を公表(平成26年4月)
- ・「民営化計画の見直し(案)」に示した14園の廃止条例否決(平成26年5月)
- ・条例案が可決された園のうち、民間移管園1園(泉尾)について、平成28年度からの民間移管に向け、移管先法人の公募・選定(平成26年7月～12月)
- ・平成27年度の園児募集において、廃園が決定した津守幼稚園については、全園児の募集を停止し、堀川幼稚園・中本幼稚園・瓜破幼稚園については、4歳児の募集を停止。(平成26年10月)

4-（1） 民営化・公共施設等運営権制度の活用をめざすもの

カ 保育所

【戦略】

方向性：セーフティーネットとしての公立保育所の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進する。

【平成27年度以降の取組】

民間移管により児童の保育環境が変わることから、児童への影響を最小限にとどめ、円滑な民間移管を実施するための取組を継続する。

○市民・保護者の理解を得るための取組

- ・ ホームページ等で民営化計画を公表するとともに、保護者等に対する民間移管の概要等を説明する。

○優良な移管先法人を選定するための取組

- ・ 学識経験者や保育の専門家等で構成する選定会議を実施する。

○保育の継続性を維持するための取組

- ・ 保護者、移管先法人及び本市の三者で組織する「三者協議会」を設置し、行事等の保育内容、保護者の費用負担等について協議し、合意形成を図る。
- ・ 移管先予定法人との移管前1年間の引継ぎ、移管直前3か月間の共同保育を行う。

【目標】

公立保育所の民間移管等を順次実施

- ・ 平成27年度移管実施
10か所
- ・ 平成27年度末休止予定
1か所
- ・ 平成28年度移管実施予定
3か所
- ・ 平成29年度移管実施予定
(平成27年度着手)10か所

○取組の必要性とこれまでの取組

【課題】

子育て支援施策の充実・強化が必要
 (民間保育所整備、こども医療費助成など)

⇕

本市の厳しい財政状況のなか、
 限られた人的・物的資源の有効活用が必要

【課題の背景】

こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化
 (共働き世帯の増加・就労形態の多様化
 地域の相互扶助機能の低下)

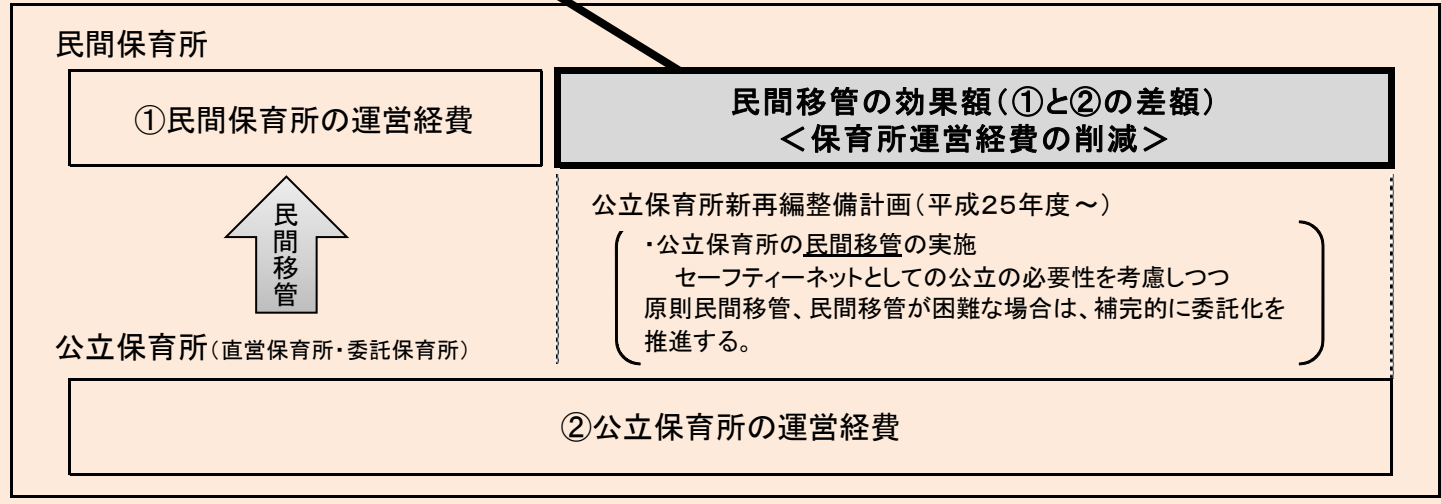
↓

保育ニーズの増大・多様化

【課題に対する取組】

削減分の経費を活用

○公立保育所の民間移管



【これまでの取組】

平成25年度着手： 4か所 (平成27年度民間移管4か所)
 平成26年度着手： 10か所 (平成27年度民間移管6か所、平成28年度民間移管予定3か所、平成27年度末休止予定1か所)

4-(2) 地方独立行政法人化をめざすもの

ア 博物館

【戦略】

方向性：地方独立行政法人化

専門人材と継続性の確保による「基幹業務の充実」と利用者サービスや運営における「経営的視点の導入」により、より多くの利用者が集い賑わう施設となることで、大阪の活性化と発展に貢献する経営をめざす。

【平成27年度以降の取組】

- 地方独立行政法人化に向けた基本プランの取りまとめ
- 地方独立行政法人化に向けた制度設計

【目標】

地方独立行政法人の
設立

○取組の必要性和これまでの取組

【取組の必要性】

- ・ 現行の指定管理者制度による運営では、専門人材や事業の継続性の確保が困難となっている。
- ・ 指定管理者である法人や各館の運営における自由度が小さく、自主性を発揮しづらい。
- ・ 新たな経営形態としては、専門人材や事業の継続性の確保、利用者目線に立ったサービス、自主性の発揮、業務改善等が期待でき、複数館を安定的に運営するには、地方独立行政法人が優位である。

【これまでの取組】

- ・ 各施設の事業分析及び他都市の状況や地方独立行政法人と指定管理者制度（公益財団法人による管理代行）とのメリット、デメリットを整理・比較し、本市博物館施設群に相応しい経営形態は地方独立行政法人であることを確認（平成25年4月）
- ・ 地方独立行政法人の対象業務の範囲に「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」の設置及び管理を追加する趣旨の地方独立行政法人法施行令の改正が実現（平成25年10月）
- ・ 第22回大阪府市統合本部会議において、平成27年度に市施設を対象に地方独立行政法人を設立することを決定（平成26年1月）
- ・ 平成26年度補正予算案の修正議決を受け、改めて他の経営形態との比較検討を行ったうえで、平成28年度中の地方独立行政法人化に向け制度設計を進め、経済戦略局として検討結果を「文化施設（博物館施設）の地方独立行政法人化に向けた基本プラン（素案）」に取りまとめ（平成26年5月～平成27年2月）

4-(3) その他の形態をめざすもの

ア 一般廃棄物(収集輸送)

【戦略】

方向性: 「事業の民間化」と「現業職員の非公務員化」の同時実現

「民でできることは民へ」の視点に基づき、スピード感をもって見直しを進め、より一層のコスト削減を図る。

【平成27年度以降の取組】

市会における指摘・議論等の検証と、新たな経営形態への変更に向けた検討を引き続き行う。

【今後、検証等が必要な事項】

- ・ 市民サービスへの影響(特に災害時の対応)
- ・ 委託化の手法において、「業務区分単位」と「センター単位」の場合のメリト・デメリット
- ・ 「退職不補充の手法」ではなく、「給与保障を前提とする職員転籍の手法」を選択することによる経費削減効果への影響(消費税の影響等)

【目標】

民間委託化の早期拡大を図る

○取組の必要性和これまでの取組

【取組の必要性】

- ・ 家庭系ごみ収集輸送業務は、大半を直営で実施しており、民間委託化が他都市に比べて低調である。
- ・ 一部で民間委託を導入しているものの退職不補充の手法で行っており、改革のスピード感到に欠ける。(粗大ごみ収集の委託化:平成23年度 5行政区 ⇒ 平成26年度 全市実施)

【これまでの取組】

- ・ 「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム」を市に設置(平成24年8月～22回開催 検討過程において、マーケット・サウンディング^(※)も実施)
- ・ 平成25年3月市会において、新たな経営形態への移行に対し、「ごみ収集輸送事業、ごみ焼却処理事業の経営形態の移行については、市民に対する影響が大きいことに鑑み、市民生活に支障が生じないよう最善の措置を講じること」との附帯決議
- ・ 「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更に係る方針(案)」を策定(平成25年4月)
- ・ 経営形態変更にかかるパブリックコメントを実施(平成25年8～9月)
- ・ 2回目のマーケット・サウンディングを実施(平成25年8～9月)
- ・ 新たな経営形態にかかる事業者の公募時期を延期(平成25年12月)
- ・ 「全センター」の民間化に向けた準備予算(平成26年3月骨格予算・平成26年5月補正予算)が、市会において修正・削除
- ・ 「2センター」の民間委託化に向けた準備予算(平成26年9月補正予算)が、市会において削除
- ・ 民間委託化の手法について、市会における議論を踏まえながら、引き続き検討

※:マーケット・サウンディング

→ 民間事業者から広く意見、提案を求める市場調査。

4-(3) その他の形態をめざすもの

イ 弘済院

【戦略】

方向性：認知症対応にかかる専門的な医療・介護機能の維持・継承

【平成27年度以降の取組】

- 施設整備にかかる調査設計等を実施する。
- 一部用地を売却する(機能継承のための財源確保)。

【目標】

認知症対応にかかる専門的な医療・介護機能の民間移管

○取組の必要性和これまでの取組

【取組の必要性】

- ・弘済院は、附属病院と介護施設が連携し、認知症にかかる専門的な医療機能、介護機能をはじめ、人材育成、大阪市立大学と連携しての研究機能などを一体的に果たしてきている。
- ・一方で、弘済院の経営については全体で赤字となっており、現在の運営形態のままでは大幅な経営改善が望みがたい状況にある。
- ・また、附属病院は、施設・設備の老朽化が激しく、耐震化も不十分であることから、早期の対応が必要である。

【これまでの取組】

- ・大阪府市統合本部会議において、「民間でできることは民間で」の視点から、全面的に民間に事業継承する方向性が決定（平成24年6月）
- ・事業継承に係るマーケット・サウンディング^(※)を実施（平成25年9月～11月）
→「一括での開発については調整が困難」「附属病院、第2特養の認知症専門機能を継承するためには人材の確保が課題」などの問題点が明らかとなる。
- ・弘済院の専門機能を継承する観点から市会議論が行われ、「地方独立行政法人大阪市民病院機構においては、介護機能との連携を図りながら、弘済院附属病院における認知症医療の機能を継承する。そのため、弘済院附属病院については、大阪市の負担で建て替え、同地方独立行政法人に移行し、移行後も大阪市の公的関与を継続すること」とした附帯決議が議決。（平成25年12月）
- ・戦略会議において、附属病院は地方独立行政法人大阪市民病院機構に移行、特養は民間移譲を検討する方針を決定。（平成25年12月）
- ・市会において第1特養・第2特養の一体的な民間移管、ならびに現在休止中の養護老人ホームの廃止を先行して実施するための条例改正案を上程。
→第1特養・第2特養の民間移管部分を除いた修正案を可決。（平成26年10月）

※:マーケット・サウンディング

→ 民間事業者から広く意見、提案を求める市場調査。

4-(3) その他の形態をめざすもの

ウ 市場

【戦略】

方向性：〈本場・東部市場〉指定管理者制度の導入

〈南港市場〉安定的・効率的な市場運営の実現

安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するという公的インフラとしての役割を果たしていくため、民間活力を最大限活用しながら、効率的な管理運営を行う。

【平成27年度以降の取組】

〈本場・東部市場〉

- ・ 先行事例調査
- ・ 仕様書及び募集要項の検討・作成
- ・ 指定管理者公募、選定

〈南港市場〉

- ・ 南港市場将来戦略プランに基づく市場機能の向上と市場運営の効率化
- ・ 整備基本計画の策定
- ・ 一般会計繰入金と受益者負担のあり方等の精査

【目標】

〈本場・東部市場〉

指定管理者制度の導入

〈南港市場〉

効率的な運営手法の確立

○取組の必要性和これまでの取組

【取組の必要性】

- ・ 少子高齢化による消費量減少や、市場外流通の増加など流通環境の変化に伴い、本場・東部市場・南港市場のいずれにおいても、取扱金額が減少傾向にある。
- ・ 業務の民間委託化による人員削減やその他コストの見直しによる収支改善を行ってきたが、市場の収支状況は、依然として赤字を解消するには至っていない。
- ・ このため、管理運営手法を抜本的に見直し、収支構造の改善を図る必要があり、本場・東部市場においては指定管理者制度の導入を図る。また、南港市場においては平成26年度に策定した「南港市場将来戦略プラン」に基づき、市場機能の向上と市場運営の効率化に取り組む。

【これまでの取組】

<本場・東部市場>

- ・ 指定管理者制度導入について、市場内事業者へ方針説明(平成24年6月～)
- ・ 民間事業者に向けた施設見学会の実施(平成25年7月)
- ・ 民間事業者参入動向調査の実施(平成25年11月～平成26年3月)
- ・ 市会に「大阪市中心卸売市場業務条例等の一部を改正する条例案」を上程→原案否決(平成26年5月)
- ・ 市会に「大阪市中心卸売市場業務条例等の一部を改正する条例案」を上程→原案否決(平成26年9月)

<南港市場>

- ・ 出荷者へのアンケートなど現状の課題を分析・検証するための調査を実施し、南港市場運営協議会で審議(平成26年3月)
- ・ 市場内事業者への説明・意見聴取等(平成26年5月～)
- ・ 民間事業者参入動向調査の実施(平成26年6月～平成26年12月)
- ・ 「南港市場将来戦略プラン」を策定(平成27年1月)

5 人材の育成

- 本市を取り巻く様々な状況や環境は大きく変化しており、これに対応するためには、求められる職員づくりや人材マネジメントの推進にこれまで以上に迅速かつ的確に対応していく必要があります。
- 改革を進めていくため、職員が前向きで主体性・チャレンジ意識を持つとともに、職員の気づきを促進するため、若年層職員の実務能力や管理監督者のマネジメント力の向上を図るとともに、OJTの理解を深め、自律的に学び合う職場づくりを進めます。
- また、職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向けた取組を推進することにより、市民から信頼される自律的な職員と組織風土づくりを進めます。
- あわせて、人事・給与制度改革に取り組み、適正な組織管理や人事管理を着実に推進し、引き続きスリムで効率的な業務執行体制としながら、大阪府との間で整合性のとれた制度とするとともに、女性職員の積極的な管理職への登用を推進します。

5-(1) 改革を推進する職員づくり

【戦略】

改革を進めていくため、職員の気づきやチャレンジ性を引き出す取組を進める。

また、職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向けた取組を推進することにより、市民から信頼される自律的な職員と組織風土づくりを進める。

【平成27年度の取組】

- ① 政策形成力等強化のための研修を充実させる。
- ② 若年層職員の実務能力向上のための研修を充実させる。
- ③ 管理監督者のマネジメント力向上の取組を充実させる。
- ④ OJTの理解を深め、自律的に学び合う職場づくりを支援する。
- ⑤ 職場風土改革を目的とした現行制度を通じて、各職場の状況に応じた支援を実施する。

【平成27年度の目標】

仕事にやりがいを感じている・ある程度感じている職員の割合:90%以上^(*)

* 平成25年度 79.5%

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 大阪市では、市民のための市政の実現に向け、職員一人ひとりがやりがいをもって職務に取り組むことで、その持てる力を最大限に引き出せるような人材育成体制の確立をめざし、「大阪市人材育成基本方針」のもと、職員づくりを進めてきた。
- 市民から信頼される市政運営を確立するため、引き続き、職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向けた人材育成等の取組を推進し、自律的に改革を担うことのできる職員と組織風土づくりを進める。

大阪市の人材育成の方向性

基礎自治体の職員として、「行政」のプロを育成する

キャリア形成意識を持ち、自ら学び、考え、行動する職員を育成する

各部門が連携し、高いパフォーマンスを追求することで、「よりよい市政の実現」をめざす

5-(2) 人事・給与制度改革、女性職員の活躍推進

【戦略】

適正な組織管理や人事管理を着実に推進し、引き続きスリムで効率的な業務執行体制としながら、大阪府との間で整合性のとれた制度とするとともに、女性職員の積極的な登用を行う。

【平成27年度の取組】

- ① 事務事業に見合った適正な要員及び組織管理を着実に推進する。また、給与カットを継続実施し、人件費を抑制する。
- ② 職員基本条例等に基づき、引き続き社会人経験者の採用や幹部職員の公募、大阪府との人事交流、相対評価による人事評価等を継続して推進し、適正な人事管理を行う。
- ③ 意欲、能力、実績を持った女性職員の積極的な管理職への登用を推進(実効性のある数値目標の設定など)するとともに、超勤削減の取り組みや研修・情報発信等により仕事と家庭生活の調和をサポートする職場づくりを推進する。

【平成27年度の目標】

大阪府との間で整合性のとれた人事制度の構築

給与カットの実施

職員の給料月額の減額: ▲6.5%~▲1.5%
管理職手当の減額:▲5%
年間削減効果額:32.6億円 (市長部局及び水道局)

別途、交通局でも給与カットを実施

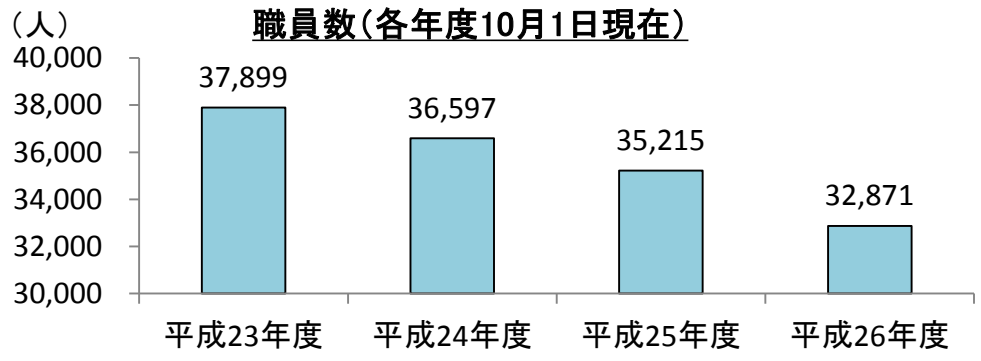
職員の給料月額の減額: ▲20%~▲3%
管理職手当の減額:▲5%
年間削減効果額:24.1億円

【平成28年度以降の取組の方向性】

継続して実施する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- ・ スリムで効率的な業務執行体制をめざし、職員数の削減を進めてきた。
- ・ 効率的な公務の執行の確保及び市民から信頼される市政を実現するため「大阪市職員基本条例」等を制定した。
- ・ 社会人経験者の採用や幹部職員の公募、大阪府との人事交流、人事評価制度への相対評価の導入などの取組を進めてきた。
- ・ 給与制度については、平成24年度より幹部職員への「定額制」導入、役職間の給料月額「重なり」幅縮減、住居手当見直しなど、より一層市民の理解を得られる制度へと見直しを進めてきた。
- ・ また、歳出抑制のため、平成24年4月から給与カットを拡大して実施してきた。
- ・ 引き続き、適正な組織管理や人事管理を着実に推進し、スリムで効率的な業務執行体制の確立をめざし、改革を進めていく。



給与カット

平成24年度～平成26年度

- ・ 職員の給料月額の減額 : ▲14%～▲3%
- ・ 管理職手当の減額 : ▲5%

平成24年度のみ

- ・ 退職手当支給額の減額 : ▲5%

年間削減効果額
135.6億円(全会計ベース)
(うち交通局24.8億円)

大阪市職員に占める女性の割合(%)

		平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度
女性職員の割合		27.4	27.0	26.1	27.1
管理職員	課長代理級以上	7.3	9.7	13.1	14.0
	係長級以上	16.2	19.1	22.2	22.5

※教育長、交通局、水道局、校園職員を除く。平成21年以降は、病院局職員を除く。公益法人、営利法人等派遣職員を除く。

6 PDCAサイクルの徹底

- 事業実施にあたっては、施策目的(どのような状態にするのか)を明確にしたうえで、成果(市民や社会にどのような変化が生じているか)を常に意識し、定期的に当該事業の有効性(当該事業を進めることによって市民や社会にどのような変化が生じているか)をチェックし、事業内容の改善や新たな事業展開につなげていくことが必要です。
- このため、所属ごとに施策・事業によりめざす目標やそれを実現するための戦略や具体的取組を明らかにする運営方針の策定、点検・評価を通じて、効果的・効率的な行政運営の実現に向け、PDCAサイクルを全庁的に徹底します。
- また、運営方針に掲載していない施策・事業についても、成果を意識した業務運営がなされるよう、PDCAサイクルを徹底します。

6-(1) PDCAサイクルの徹底

【戦略】

施策・事業の効果的・効率的な実施にあたっては、その目的を明確にしたうえで実施し、点検・評価を行うことを通じて、自律的・主体的なPDCAサイクルを全庁的に徹底する。

【平成27年度の取組】

- ① 運営方針の自己評価、内部評価及び外部有識者による評価を活用するとともに、運営方針に掲げる事業以外についても、目標設定・自己評価を実施する。
- ② PDCAサイクルの浸透については職階における差異がみられることから、ターゲットの重点化を行い、PDCAサイクルの浸透に向けた研修メニューを企画し、実施する。
- ③ PDCAサイクルを日常的に意識できるよう、庁内ポータルをはじめとした、あらゆる機会を活用しながら定期的に情報を提供する。

【平成27年度の目標】

PDCAサイクルを意識して事業や業務に取り組んでいる職員の割合：60%以上

【平成28年度以降の取組の方向性】

平成27年度の取組結果を踏まえ、新たに目標を設定し具体的な取組を推進する。

○現状(これまでの取組)と今後の取組の必要性

- 各所属運営方針の自己評価に対し、平成24年度より、内部評価、外部有識者による外部評価を実施している。これらの評価結果を踏まえて必要な改善・見直しを行い、次年度運営方針に反映するPDCAサイクルを構築し、推進してきた。
- また、成果目標の設定に際しては、客観的・定量的な測定が可能となるよう、目標の数値化に努めるとともに、事業による施策目的の達成度等に応じて事業の廃止や再構築を行う「撤退基準」の設定に取り組んできた。
- しかしながら、平成26年度に実施した職員アンケートによると「施策の目的(成果-アウトカム)を意識して事業や業務に取り組んでいる職員の割合」は58.0%に留まっている状況であり、職員が日頃からPDCAサイクルを意識して取り組むよう、自律的・主体的なPDCAサイクルの徹底を進めていく。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
「区・局運営方針に掲げる施策目的の実現(成果-アウトカム)を意識して事業や業務に取り組んでいますか」という設問に肯定的な回答をした割合 <職員アンケート>	44.3%	45.2%	58.0%

Ⅲ 補足資料

○ 点検・精査の視点 (1/2)

点検・精査の視点

- ① 施策・事業自体の必要性
 - ㊦ 現役世代への重点的な投資
現役世代が生み出す活力・効果により高齢世代を支えるためにも、現役世代を対象とする「子ども」「教育」「雇用」といった分野に重点的に投資し、その効果を高齢世代にも反映していくといった観点から、施策の重点の置き方を精査する。
 - ㊧ 行政が関与する領域か民間に任せる領域か
事業開始時には民間が未成熟だったため行政が関与してきた領域の事業について精査し、民間事業者の参入により民間ビジネスとして成立している事業については、民間に任せることを基本とする(保育・幼児教育など)。
 - ㊨ 施策目的の社会経済環境への適合性
施策目的が、少子・高齢化、グローバル化等社会環境の変化に対応したものとなっているかどうかを精査する。
 - ㊩ 全市一律に実施すべきか、区の特性等に応じて実施すべきか
施策や事業について、市民が生活を営む上で必要不可欠な最低条件(シビルミニマム)に関わるなど全市一律で実施すべきものなのか、各区の特性等に応じて実施すべきものなのかを精査し、各区の特性等に応じて実施すべきものについては区長の判断に委ねる。
- ② 事業の内容の有効性と実施方法の最適性
 - ㊦ 事業内容の施策目的に対する整合性・有効性
事業内容について、施策目的(どのような状態にするのか)との整合性、施策目的を達成するための手段としての有効性を精査する。
 - ㊧ 行政サービスの内容を住民の選択にさらす ～サービスの受け手が選択できる環境を整備～
行政サービスの提供にあたっては、その有効性を高める観点から、提供する側の視点に立った画一的な内容にするのではなく、可能な限りバウチャー制度の活用等により住民にサービス内容の選択を委ねるなど、サービスの受け手が 選択できる環境を整備することを検討する。

(次ページに続く)

○ 点検・精査の視点 (2/2)

(前ページからの続き)

㊦ 民間活用の拡大

事業の実施にあたっては、

- ・実施の責任・主体とも行政にある場合は直営
- ・実施責任は行政で、実施主体を民間とする場合は委託等
- ・民間が自らの責任で実施している活動を通じて施策目的を達成する場合は活動支援(財政的支援、場の提供など)

といった整理を前提に、当該事業により達成しようとする施策目的(どのような状態にするのか)をより効果的かつ効率的に達成するという観点から、まず、民間活用ができないかどうかを精査する。

㊧ 民間活用における競争性の追求

委託等の手法を採っている場合には、市場から最適なサービスを調達するという発想のもと、複数の事業者を提供できるサービスの内容を競わせているかどうかを精査する。

また、民間の事業者や団体による活動を支援する手法を採っている場合には、サービスの「提供者」である事業者や活動団体への支援を通じて「対象者(エンドユーザー)」である住民に施策の効果を及ぼすものであること踏まえ、競争原理の導入などにより「対象者(エンドユーザー)」である住民に最大の効果をもたらす活動をしている事業者等が選択されているかどうかを精査する。

㊨ 活動支援を行っている場合の支援と効果の関係の明確化

民間の事業者や団体による活動に対する財政的支援については、事業補助を基本とするなど公金の流れの透明性を確保することにより、支援とそれによる効果との関係性が明確にされているかどうかを精査する。

③ 応分の負担(受益と負担の再検討)

施策・事業の受益者と受益等の状況を精査し、受益者に応分の負担を求めるなど、受益と負担の関係を再検討する(国民健康保険料など)。

○ 1億円以上の施策・事業の見直し

施策・事業の水準等についての基本的な考え方

■ 基本原則

- ① 大阪府内で統一的に実施されている施策・事業については、その水準に合わせる。
- ② その他の施策・事業については、4指定都市(横浜市・名古屋市・京都市・神戸市。以下「比較4市」という。)の標準的な水準に合わせる。

■ 補助事業

- ① 団体運営補助：原則廃止、必要があれば事業補助に転換
- ② 施設運営補助：原則補助率上限1/2の徹底

■ 委託事業

公募の実施など競争性の確保

■ 市民利用施設

施策目的ごとのホール付きの施設の整備、各区ごとのスポーツセンター等の整備の結果、比較4市に比して高水準となっている施設及び区・地域レベルで発揮すべき機能や民間でも提供されている機能を有する施設について、次の考え方に基づき最適化を図る。

① 全市的なセンター・拠点施設等

比較4市に比して高水準となっている施設については、原則として施設の供用を廃止し、供用廃止後の建物については、耐用年数等を考慮しながら市の施設の全体最適化(多機能化・複合化)の対象とする。ただし、当該施設が担っている施策・事業に係るソフト機能について区・地域レベルへの機能移転、民間の同種の機能の活用といった観点からその必要性を精査した結果、全市的なセンター・拠点機能などなお市として継続して果たすべき機能がある場合において、市の施設の全体最適化(多機能化・複合化)を図る中で当該施設がその機能を担うものとされたときは、当該施設はその範囲内で存続させる。

② 各区ごとに整備されている施設

ア 比較4市の水準並みへの削減とブロック単位の施設数の設定

区民センター等区役所附設会館及び図書館を除き、比較4市の水準並みを基本として施設数を削減する。

存続させる施設については、大阪にふさわしい大都市制度における新しい基礎自治体への移行を見据え決定することとされている、複数の区からなるブロック単位でその施設数を設定する。

イ 設定された施設数に基づき区長が指定した施設に係る維持管理経費の財源枠の配分と区長による選択と集中

各区長がブロック単位で協議して、当該ブロックについて設定された施設数分の施設を指定し、当該指定された施設について、各区長の意見を踏まえて算定したその維持管理経費に相当する金額を財源枠として各ブロックに配分する。実際に存続させる具体的な施設については、各区長がブロック単位で協議し、当該ブロックに配分された財源枠の範囲内でブロック内の特性や地域の実情に即して決定する。

③ 市として利用しないこととなった施設の取扱い

- ①及び②の結果、市として利用しないこととなった施設については、耐用年数の範囲内での普通財産としての貸付けや売却による有効活用を図る。

○ 見直し効果額(一般財源)

(単位:億円)

対 象	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計効果額
※1 1億円以上の施策・事業 (効果額を見込んだ事業)	31	136	211	234 (p101~参照)	612
※2 1億円以上の施策・事業 (各所属による自律的な見直し)	—	17	34	41 (p109~参照)	92
※3 1億円未満の施策・事業	0	1	2	2	5
合 計	31	154	247	277	709

(上表の※1~3は、p16に対応。)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)> (1/8)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度【通年見込額】(A)		27年度【当初予算】(B)		24年度通年見込額との差(C)=(A)-(B)		27年度【効果額】(D)	見直し内容		
		歳出	うち一般財源	歳出	うち一般財源	歳出	うち一般財源	一般財源	考え方	見直し内容・留意事項	完了予定
人事室	職員被服貸与事業	(146,180)	(146,180)	58,111	58,111	88,069	88,069	54,603	一部廃止	・平成24年度より作業用被服の種類を減らすとともに、平成25年度より段階的に作業用被服等の貸与年数を延長することにより、費用を削減	27年度
経済戦略局	(社)大阪フィルハーモニー協会助成	(110,000)	(110,000)	0	0	110,000	110,000	110,000	団体運営補助の削減	・行政の価値判断のみによる特定の芸術分野・団体に対する支援は見直し、助成金を廃止する ・助成については、平成26年度までの3カ年度に限定し、課題解決のための必要な助成のみを行う ・平成27年度以降は、アーツカウンシルに委ねる	27年度
経済戦略局	(財)文楽協会運営補助金	(52,000)	(52,000)	0	0	52,000	52,000	52,000	団体運営補助の削減	・行政の価値判断のみによる特定の芸術分野・団体に対する支援は見直し、助成金を廃止する ・助成については、平成26年度までの3カ年度に限定し、課題解決のための必要な助成のみを行う ・平成27年度以降は、劇場収入を文楽協会に分配できる仕組みを構築するとともに、アーツカウンシルに委ねる	27年度
経済戦略局	スポーツセンター管理運営	(766,952)	(758,469)	695,633	695,633	71,319	62,836	0	新たな基礎自治単位にあわせて再編	・新しい基礎自治単位に2館を基準として区に財源を配分しその枠内での実施とする ・配分された財源を超えての実施については、建設コストを含めたフルコストを利用者負担とすることを基本として区長が決定する ・新しい基礎自治ごとの施設数や具体的に廃止・縮小する施設の特定は区長会議において検討【24カ所⇒18カ所】	28年度

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)> (2/8)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	見直し内容		
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	考え方	見直し内容・留意事項	完了予定
経済戦略局	プール管理運営	(1,898,392)	(1,801,899)	1,887,939	1,887,939	10,453	▲ 86,040	0	新たな基礎自治単位にあわせて再編	・新しい基礎自治単位に1館を基準として区に財源を配分しその枠内での実施とする ・配分された財源を超えての実施については、建設コストを含めたフルコストを利用者負担とすることを基本として区長が決定する ・新しい基礎自治ごとの施設数や具体的に廃止・縮小する施設の特定は区長会議において検討【環境局所管と合わせて24カ所⇒9カ所】	28年度
経済戦略局	大阪マラソンの開催	(100,000)	(100,000)	90,000	90,000	10,000	10,000	10,000	民間移管	・財団化を実施	28年度
市民局	市民交流センター管理運営	(878,338)	(878,338)	325,000	325,000	553,338	553,338	562,366	廃止	・利用率は全館平均で50%程度にとどまっており、利用者も区内居住者が半数を超え、年齢層では60代以上が約4割を占めるなど、施設の設置目的である「多世代の市民による地域を越えた交流の促進」が図られているとは認められないため、廃止	28年度

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)> (3/8)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	見直し内容		
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源		一般財源	考え方	見直し内容・留意事項
市民局	男女共同参画 センター管理 運営	(580,876)	(560,764)	519,244	518,525	61,632	42,239	57,517	センター・ 拠点施設の 全体最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題等に関する相談への対応や情報提供等は、地域により身近な場所で行うことが効果的であることから、クレオ5館体制での施策展開を見直しする ・事業内容についても、男女共同参画に寄与する事業に重点化し、効率化を図る ・専門相談等の実施などの全市的な機能を果たす施設として中央館を存続させる ・残りの4館については、北部館は子育ていろいろな相談センターと、西部館はこども文化センターと多機能化・複合化を図るとともに、南部館、東部館についても、市の施設の全体最適化の中で、多機能化・複合化による活用方策を引き続き検討する 	28年度 以降
福祉局	市営交通料金 福祉措置(敬 老パス)	(8,988,761)	(8,988,761)	6,063,463	5,146,086	2,925,298	3,842,675	3,764,993	受益と負担 の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがい施策として今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、受益と負担の適正化を図る ・制度変更に伴い、システム改修等の必要がある 	27年度

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)> (4/8)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	見直し内容		
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	考え方	見直し内容・留意事項	完了予定
福祉局	大阪市社会福祉協議会交付金	(233,357)	(216,381)	127,365	111,143	105,992	105,238	105,238	スリム化・統合化	<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会の事業内容を精査し、「交付金」から個々の事業ごとの「委託」又は「補助」の形態へと変更するとともに、委託にあたっては公募化を図る ・団体運営補助としての性質が強いため、平成24年度は補助を25%削減し、効率的かつ自律的な運営となるよう促す ・協定による事業内容の明確化、精算方法の確立等、透明性を確保し、交付金として事業を再構築 ・管理運営的要素は平成26年度末で廃止 	27年度
福祉局	民生委員連盟交付金	(141,726)	(141,726)	108,643	108,643	33,083	33,083	5,211	新たな基礎自治単位にあわせて再編	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員連盟への交付金を廃止し、民生委員法に定める民生委員協議会の任務に限定した交付金に見直し ・新しい基礎自治単位を見据えながら、適正な執行体制となるよう見直しを行う ・各区支部の業務について、市域に9箇所程度の拠点に集約化し、交付金を削減 	28年度
福祉局	舞洲障がい者スポーツセンター	(373,897)	(370,461)	348,431	344,111	25,466	26,350	53,615	スリム化・統合化	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設は、施設の有効利用の観点から、平成25年度より収支均衡策を講じたうえで維持し、収支均衡策の効果について毎年度検証 ・運営コストの縮減を図るため、市外利用者の負担を検討 	28年度

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)> (5/8)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	見直し内容		
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	考え方	見直し内容・留意事項	完了予定
福祉局	委託老人福祉センター	(535,873)	(535,873)	488,592	488,176	47,281	47,697	0	新たな基礎自治単位にあわせて再編	・区長が地域の実情に合わせてどういった内容で実施するかを決定することを基本とし、比較4市の水準並みとしたうえで、新しい基礎自治単位で統合整理 ・新しい基礎自治ごとの施設数や具体的に廃止・縮小する施設の特定は区長会議において検討【26カ所⇒18カ所】	28年度
福祉局	社会医療センター運営	(318,633)	(159,177)	236,754	118,377	81,879	40,800	0	一部廃止	・効率的な運営形態に向けた見直しを行う ・利用者の多くが生活保護を受けており、日雇労働者への施策という当初の意義が薄れており、医療サービスとしては診療所機能のみとする	28年度
健康局	大阪バイオサイエンス研究所	(618,536)	(618,536)	0	0	618,536	618,536	618,536	団体運営補助の削減	・比較4市の状況から見ても、基礎自治体として単独で研究所の運営助成を行う必要性がなく、本市の関与を見直し、将来的には研究所の自律的運営をめざす ・平成24年度から段階的に25%ずつ補助金を削減し、平成26年度末で廃止	27年度
こども青少年局	子育て活動支援事業	(643,713)	(643,703)	643,713	623,138	0	20,565	33,162	新たな基礎自治単位にあわせて再編	・現在は、随意契約により各区社会福祉協議会に委託しているが、平成25年度実施分から委託先を公募すること ・横浜市、名古屋市の水準並みに、施設数を24ヶ所から18ヶ所に見直す ・新しい基礎自治ごとの施設数や具体的に廃止・縮小する施設の特定は区長会議において検討【24カ所⇒18カ所】	28年度

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)> (6/8)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	見直し内容		
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源		一般財源	考え方	見直し内容・留意事項
こども 青少年局	子育ていろいろ相談センター管理運営費	(123,281)	(123,163)	64,594	64,588	58,687	58,575	63,487	センター・拠点施設の全体最適化	・重複する事業を整理するとともに、区・地域レベルにおいて地域ニーズに的確に対応して実施することを基本とする ・男女共同参画センター北部館(クレオ大阪北)を当該施設に移転し、多機能化・複合化を図る	27年度
こども 青少年局	こども文化センター管理運営	(88,017)	(88,017)	83,261	83,261	4,756	4,756	0	センター・拠点施設の全体最適化	・新耐震基準を満たさず老朽化していることから、子育て家庭がアクセスしやすい立地条件にある男女共同参画センター西部館(クレオ大阪西)へ移転	28年度
こども 青少年局	教育相談事業	(217,707)	(200,325)	218,229	201,197	▲ 522	▲ 872	3,057	一部廃止	・利用実態に鑑み、サテライト数を14ヶ所から9ヶ所程度へ見直す	28年度
環境局	屋内プール管理運営事業	(158,666)	(153,696)	162,941	156,659	▲ 4,275	▲ 2,963	5,744	新たな基礎自治単位にあわせて再編	・売却または廃止(区が存続を要望するものは、区へ移管させた上で存続) ・新しい基礎自治ごとの施設数や具体的に廃止・縮小する施設の特定は区長会議において検討【経済戦略局所管と合わせて24カ所⇒9カ所】	28年度
環境局	管路輸送事業	(126,629)	(126,627)	90,070	90,068	36,559	36,559	47,679	廃止	・管路輸送業務を廃止し、普通ごみ収集へ移行	28年度

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)> (7/8)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	見直し内容		
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源		一般財源	考え方	見直し内容・留意事項
都市整備局	住まい情報センター他	(378,906)	(201,317)	402,082	231,451	▲ 23,176	▲ 30,134	676	センター・拠点施設の全体最適化	・住宅情報の提供は、民間に任せ、廃止 ・公的住宅や施策に関する情報提供、相談・啓発事業については、区役所へ移管し、地域の実情に応じて対応 ・専門的な相談等については、複数区連携により一元的に対応するなど、効率的に実施 ・住まいのミュージアムについては、都市魅力戦略会議の見解も踏まえ、効果的・効率的運営を図る ・ただし、指定管理期間終了までに持続可能なスキームを構築できないときは、より展示を活かす観点から他の博物館との統合、または廃止(平成28年度)	28年度
都市整備局	新婚世帯向け家賃補助	(4,850,397)	(4,285,096)	1,435,897	1,273,159	3,414,500	3,011,937	3,011,937	事業スキーム再構築等	・若年層に対する支援策として、より有効な施策に転換を図る ・新規募集の停止 ・現役世代の定住をより促進させる観点から、分譲住宅を購入する新婚世帯等を対象に、ローン残高に対する利子補給を行う制度を創設する	31年度

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)> (8/8)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	見直し内容		
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	考え方	見直し内容・留意事項	完了予定
教育委員会事務局	キッズプラザ運営補助	(457,734)	(457,734)	425,790	425,790	31,944	31,944	31,944	受益と負担の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果が広域に及んでおり、基礎自治体として単独で実施すべき事業ではない ・比較4市に類似施設はない ・基礎自治体としては廃止(平成29年度)、廃止後の施設運営のあり方については、広域的な観点から継続して検討 ・廃止までの間については、補助金の縮減に向けて、市外利用者料金の値上げなどの料金体系の見直しや民間ノウハウの活用を図るとともに、新たな運営主体の可能性も追求する ・平成29年3月まで、「扇町キッズパーク」の賃貸借契約を変更できない 	29年度

小	計	(22,788,571)	(21,718,243)	14,475,752	13,041,055	8,312,819	8,677,188	8,591,765
---	---	--------------	--------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------

平成26年度までに 見直しを完了した施策・事業		(133,449,805)	(119,748,408)	116,519,862	100,939,612	16,929,943	18,808,796	14,782,830
----------------------------	--	---------------	---------------	-------------	-------------	------------	------------	------------

合	計	(156,238,376)	(141,466,651)	130,995,614	113,980,667	10,471,037	27,485,984	23,374,595
---	---	---------------	---------------	-------------	-------------	------------	------------	------------

※効果見込額には「見直しによらない増減」を含まない。

【「見直しによらない増減」の具体例】

- ・消費税率及び地方消費税率の引上げによるもの
- ・国基準の変更によるもの
- ・施策対象者の自然増減によるもの
- ・退職者数の増減等に伴う人件費相当額の増減によるもの

- ・周期的な経費の増減(隔年実施の法定点検等)によるもの
- ・光熱水費の改定によるもの
- ・支払い利息・減価償却費の増減によるもの など

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(各所属による自律的な見直し)> (1/5)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	27年度における主な見直し内容
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	
経済戦略局	企業等誘致・集積推進事業	(161,686)	(161,686)	67,062	67,062	94,624	94,624	95,671	見本市出展経費の削減等による増
経済戦略局	公立大学法人大阪市立大学運営費交付金(大学)	(11,092,042)	(11,092,042)	10,225,040	10,225,040	867,002	867,002	576,606	人件費削減の拡大による増
経済戦略局	オープンイノベーションの推進	(90,909)	(90,909)	197,487	195,214	▲ 106,578	▲ 104,305	687	旅費、通信運搬費の見直しによる増
経済戦略局	OSAKA光のルネサンス	(102,000)	(100,000)	95,410	95,410	6,590	4,590	6,000	中之島公園常設電源設置による仮設電源費用の減による増
経済戦略局	クリエイティブ産業創出・育成支援事業	(93,726)	(93,726)	49,850	49,850	43,876	43,876	45,308	管理運営業務の見直しによる増
経済戦略局	ソフト産業プラザ事業	(349,772)	(349,772)	130,891	130,891	218,881	218,881	222,546	施設管理費の見直し等による増
経済戦略局	大阪デザイン振興プラザ事業	(239,100)	(239,100)	202,958	202,958	36,142	36,142	41,859	改定賃料の確定等による増
経済戦略局	健康・医療分野のビジネス創出事業(ロボットテクノロジー、ヘルスケア)	(119,090)	(119,090)	47,120	47,120	71,970	71,970	73,586	ハンズオン支援の期間の見直しによる増
経済戦略局	ATCエイジレスセンター事業	(372,449)	(372,449)	370,882	370,882	1,567	1,567	11,905	改定賃料の確定による増
経済戦略局	ATCグリーンエコプラザ事業	(143,528)	(143,528)	141,729	141,729	1,799	1,799	5,749	改定賃料の確定による増
経済戦略局	ATC輸入住宅促進センター事業	(169,233)	(169,233)	168,521	168,521	712	712	5,408	改定賃料の確定による増
経済戦略局	「売りづくり」の視点からの製品開発・海外販路開拓支援事業	(100,875)	(100,875)	0	0	100,875	100,875	83,132	関連事業との事業再編に伴う効率化による増

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(各所属による自律的な見直し)> (2/5)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	27年度における主な見直し内容
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	
中央卸売市場	特別会計繰出金 食肉市場事業 行政指導監督等経費	(602,600)	(602,600)	438,029	438,029	164,571	164,571	158,056	業務委託の見直し等による増
中央卸売市場	特別会計繰出金 食肉市場事業 集荷対策(経常)	(889,726)	(617,215)	1,214,254	654,725	▲ 324,528	▲ 37,510	▲ 60,901	業務委託の見直し等による増
市民局	施設維持管理費(大阪市消費者センターの不動産賃借料)	(91,656)	(70,907)	86,064	65,279	5,592	5,628	7,596	賃料改定による増
市民局	戸籍情報システム(IT)	(127,969)	(127,969)	182,752	182,752	▲ 54,783	▲ 54,783	30,267	システム用消耗品の精査による増
都市計画局	大阪シティエアターミナル(OCAT)ビルの公的施設管理運営補助	(431,000)	(431,000)	372,401	372,401	58,599	58,599	58,599	管理運営経費の削減等により補助金を削減したことによる増
福祉局	あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)	(489,761)	(249,803)	509,791	259,268	▲ 20,030	▲ 9,465	3,698	比較4市の水準を踏まえた利用者負担額の見直しによる増
福祉局	社会福祉研修・情報センター運営	(127,268)	(127,185)	109,243	100,547	18,025	26,638	29,660	施設管理費等の削減による増
福祉局	弘済院 事業費	(148,995)	(122,842)	49,254	16,343	99,741	106,499	53,760	消耗品費の削減等による増
福祉局	弘済院 附属病院	(479,588)	(172,342)	502,235	207,239	▲ 22,647	▲ 34,897	11,859	消耗品費の削減等による増
福祉局	弘済院(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)	(301,866)	(▲ 103,600)	211,969	▲ 79,962	89,897	▲ 23,638	1,684	消耗品費の削減等による増

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(各所属による自律的な見直し)> (3/5)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	27年度における主な見直し内容
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	
健康局	病院事業会計への繰出金 総合医療センター 十三市民病院 住吉市民病院	(9,799,046)	(9,799,046)	8,600,000	8,600,000	1,199,046	1,199,046	1,034,410	業務運営の改善による増
こども 青少年局	公立保育所管理運営費 延長保育事業	(117,728)	(105,299)	114,017	103,358	3,711	1,941	2,787	保育所民間移管による対象児童数の減による増
こども 青少年局	公立保育所管理運営費 保育所運営体制 変更対応	(197,309)	(197,309)	167,392	167,392	29,917	29,917	31,044	保育所民間移管による対象児童数の減による増
こども 青少年局	公立保育所管理運営費 新ニーズ対応臨 任職員の非常勤化実 施事業(子育て相談 及び地域交流推進の ための非常勤嘱託職 員の雇用経費)	(211,913)	(211,913)	182,158	182,158	29,755	29,755	30,984	保育所民間移管による対象児童数の減による増
こども 青少年局	公立保育所運営委託 事業(継続分・新規委 託分)	(4,328,952)	(676,489)	5,117,580	787,684	▲ 788,628	▲ 111,195	192,338	保育所民間移管による対象児童数の減による増
環境局	斎場の管理運営	(440,263)	(439,903)	179,211	179,089	261,052	260,814	33	印刷製本費の削減による増
環境局	道路清掃	(562,489)	(562,489)	566,464	566,464	▲ 3,975	▲ 3,975	13,287	委託料等の削減による増
都市整備 局	民間すまいりんぐ供 給事業(裁量経費)	(742,209)	(406,937)	500,258	277,997	241,951	128,940	10,976	業務委託の見直し等による増
港湾局	臨港緑地等維持管理	(105,773)	(105,773)	167,244	167,244	▲ 61,471	▲ 61,471	2,808	工事材料費の削減等による増
港湾局	大阪港咲洲トンネル 維持管理	(484,184)	(484,184)	335,894	335,894	148,290	148,290	138,682	設備等点検頻度を見直したことによる増

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(各所属による自律的な見直し)> (4/5)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	27年度における主な見直し内容
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	
港湾局	夢咲トンネル維持管理	(217,000)	(217,000)	208,000	208,000	9,000	9,000	25,000	設備等点検頻度を見直したことによる増
港湾局	単独事業北港処分地管理運営(北港処分地管理運営)	(167,433)	(167,433)	68,839	68,839	98,594	98,594	96,705	業務委託の見直し等による増
港湾局	港湾局庁舎(ATC・ITM棟)賃借料	(214,457)	(214,457)	203,682	203,682	10,775	10,775	8,341	改定賃料の確定による増
港湾局	単独事業 防潮堤延命化対策(防潮堤延命化対策)	(13,499)	(13,499)	11,274	11,274	2,225	2,225	966	工事材料費の削減等による増
会計室	財務会計システム経費	(601,459)	(601,459)	499,320	499,320	102,139	102,139	9,277	業務委託の見直し等による増
教育委員会事務局	学校経営管理センター運営費	(152,145)	(152,145)	153,513	153,513	▲ 1,368	▲ 1,368	▲ 25,144	本務職員の見直しによる嘱託職員化に伴う物件費の増による減
教育委員会事務局	学校給食調理業務民間委託事業	(923,836)	(923,836)	1,833,428	1,833,428	▲ 909,592	▲ 909,592	▲ 824,557	本務職員の見直しによる民間委託化に伴う物件費の増による減
教育委員会事務局	一般維持運営費	(10,369,707)	(10,351,366)	10,411,670	10,064,163	▲ 41,963	287,203	82,189	小中一貫校の開校及び小学校の統合に伴う経費削減による増
教育委員会事務局	生涯学習センター	(561,556)	(561,032)	307,230	307,230	254,326	253,802	268,911	管理代行料の見直しによる増

(次ページに続く)

○ 見直し効果額

<1億円以上の施策・事業(各所属による自律的な見直し)> (5/5)

(前ページからの続き)

(単位:千円)

所属名	事務事業名	24年度 【通年見込額】 (A)		27年度 【当初予算】 (B)		24年度通年見込額との差 (C)=(A)-(B)		27年度 【効果額】 (D)	27年度における主な見直し内容
		歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	歳出	うち 一般財源	一般財源	
市会事務局	市会関係一般費(政 務調査費)	(588,240)	(588,240)	583,338	583,338	4,902	4,902	4,902	特例条例の改正に基づく削減による増
市会事務局	市会関係一般費	(155,311)	(155,311)	148,929	148,929	6,382	6,382	19,189	業務委託の見直し等による増
小計		(47,679,348)	(42,385,793)	45,732,383	39,360,294	1,946,965	3,025,499	2,585,863	
平成26年度までに各所属において 自律的な見直しを行った施策・事業		(1,253,096)	(▲ 4,123,556)	▲ 2,744,308	▲ 7,802,989	3,997,404	3,679,433	1,565,748	
合計		(48,932,444)	(38,262,237)	42,988,075	31,557,305	5,944,369	6,704,932	4,151,611	

※効果見込額には「見直しによらない増減」を含まない。

【「見直しによらない増減」の具体例】

- ・消費税率及び地方消費税率の引上げによるもの
- ・国基準の変更によるもの
- ・施策対象者の自然増減によるもの
- ・退職者数の増減等に伴う人件費相当額の増減によるもの

- ・周期的な経費の増減(隔年実施の法定点検等)によるもの
- ・光熱水費の改定によるもの
- ・支払い利息・減価償却費の増減によるもの など

○ 見直し効果額

<平成27年度に見込まれる新たな削減効果(見込)>

	〔平成26年度 効果額〕	⇒	〔平成27年度 効果額〕	⇒	〔新規 効果額〕
<主な1億円以上の施策・事業(効果額を見込んだ事業)>	約211億円	⇒	約234億円	⇒	約23億円
・ 市営交通料金福祉措置(敬老パス)〔平成27年度完了〕					
利用1回につき一律50円負担の平年度化等	27億7,700万円	⇒	37億6,500万円	⇒	9億8,800万円
平成25年7月～ 利用者負担:年3,000円の徴収					
平成26年8月～ 利用1回につき一律50円負担					
・ 新婚世帯向け家賃補助〔平成31年度廃止〕					
受給期間終了世帯の増	21億3,100万円	⇒	30億1,200万円	⇒	8億8,100万円
平成24年度～ 新規募集の停止					
・ 大阪バイオサイエンス研究所〔平成27年度廃止〕					
補助金の廃止	4億5,000万円	⇒	6億1,900万円	⇒	1億6,900万円
平成24年度～ 段階的に25%ずつ補助金を削減					
・ クレオ大阪北・子育ていろいろ相談センター〔平成27年度実施〕					
多機能化・複合化	1,400万円	⇒	8,200万円	⇒	6,800万円
平成27年度 クレオ大阪子育て館にリニューアル					
<主な1億円以上の施策・事業(各所属による自律的な見直し)>	約34億円	⇒	約41億円	⇒	約7億円
・ 病院事業会計への繰出金(市民病院機構への交付金)					
収支改善に努め公的負担を削減	6億9,100万円	⇒	10億3,400万円	⇒	3億4,300万円
・ 大阪市立大学運営費交付金					
人件費の削減を拡大	4億4,100万円	⇒	5億7,700万円	⇒	1億3,600万円

○ 補助金等の見直し調整方針(1/2)

補助金等の見直し調整方針

補助金等(※)の見直しにあたっては、次の調整方針に基づき見直しを図る。

※補助金等：従来の補助金等に加え、交付金、分担金、国関係法人等への支出を含む。

○ 共通項目

- ◇ 「補助金等のあり方に関するガイドライン(平成19年3月)」に基づき必要性、妥当性、有効性、公平性について一層精査
なお、交付金、分担金、国関係法人等への支出にあつては、上記ガイドラインに準拠して精査
- ◇ エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証
- ◇ 行政の裁量の余地のないものや、支出先又は支出額が確定的で必要性が明らかに認められるものについては、支出内容等を個別に精査
- ◇ なお、所要一般財源1億円以上の補助金等については、別途、市改革プロジェクトチームにおいて施策・事業の見直しを検討

○ 補助金

- ◇ 性質別分類ごとの調整方針
 - 団体運営費補助
 - ・ 原則廃止 なお、必要に応じて事業費補助への転換
 - 施設運営費補助
 - ・ 原則補助率上限1/2の徹底
 - 施設整備事業補助
 - ・ 市独自加算の原則廃止など個別精査
 - 借入額の利子等償還に対する補助
 - ・ 個別精査
 - イベント、大会等事業補助
 - ・ PDCAの観点で事業効果検証を徹底するなど個別精査
効果が認められないものは原則廃止
 - その他事業補助
 - ・ 原則補助率上限1/2の徹底などを個別精査
 - ・ インセンティブ補助については、
 - ◆ 厳格に効果検証を実施し、事業効果の乏しいもの
 - ◆ 社会情勢の変化等により役割を終えたもの
 - 個人に対する補助など
 - ・ 対象者の募集要件や、認定方法について検証するなど個別精査

(次ページに続く)

○ 補助金等の見直し調整方針(2/2)

(前ページからの続き)

○ 交付金

◇ 交付金以外の支出により難しいものについては、精算手法の確立など、経費の用途等を個別に精査

◇ 性質別分類ごとの調整方針

- 団体に対する交付金
 - ・ 運営交付金については原則廃止
 - ・ その他は個別精査
- 個人に対する交付金
 - ・ 個別精査

○ 分担金

◇ 性質別分類ごとの調整方針

- 団体運営費に係る分担金
 - ・ 原則廃止
- イベント開催経費に係る分担金
 - ・ 自治体が関与する必要性を検証し、民間だけでできるものは民間で実施
 - ・ 事業効果を再検証のうえ個別精査
- 会費的分担金
 - ・ 運営費・賛助会費的な分担金は原則廃止
 - ・ その他個別精査
- 施設維持管理に係る分担金
 - ・ 個別精査
- 工事費支出に係る分担金
 - ・ 個別精査
- その他の分担金
 - ・ 事業効果を再検証のうえ個別精査

○ 国関係法人等への支出

◇ 大阪府が実施した見直し方針に準じ、当該法人への支出の必要性や手段の妥当性について検証

◇ 見直しの調整方針

- 賛助会費(団体への運営費的なもの)
 - ・ 原則廃止
- 講習会費・検査手数料
 - ・ 個別精査
- その他
 - ・ 個別精査

○ 見直し効果額(一般財源)

(単位:億円)

対 象	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計効果額
※1 団体運営補助・施設運営補助等	1.92	3.54	3.87	3.87	13.20
※2 その他	3.29	6.47	7.87	7.96	25.59
合 計	5.21	10.01	11.74	11.83	38.79

(上表の※1・2は、p18に対応。)

○ 市民利用施設におけるサービス向上 対象施設

	種 別	施 設 名	施設数
貸出型施設	貸館施設	区民センター・ホール等	33
		男女共同参画センター(クレオ大阪)	5
		生涯学習・市民学習センター	3
	その他貸館	中央公会堂、芸術創造館、産業創造館、社会福祉センター、社会福祉研修・情報センター、西成市民館、こども文化センター、青少年センター、住まい情報センター(貸室機能)、水の館ホール、陳列館ホール、クラフトパーク、音楽堂	13
	スポーツ施設	野球場	13
		庭球場	13
		運動場	24
		体育館	4
		スポーツセンター(各区)	24
		長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居相撲場	4
		鶴見緑地球技場	1
	宿泊施設	信太山青少年野外活動センター	1
		長居ユースホステル	1
開放型施設	老人福祉センター	各区(北・中央区のみ各2館)	26
	子ども・子育てプラザ	各区	24
	図書館	各区	24
	市立大学学術情報総合センター		1
	集客施設(博物館等)	大阪城天守閣、自然史博物館、科学館、美術館、東洋陶磁美術館、歴史博物館、住まい情報センター(住まいのミュージアム)、天王寺公園、天王寺動物園、長居植物園、咲くやこの花館、大阪城西の丸庭園、城北菖蒲園、阿倍野防災センター	14
	プール	屋内(24)、屋外(1)	25

「2-（1）市民利用施設におけるサービス向上」関係

○市民利用施設におけるサービス向上の取組（1／3）

○「平成27年度市政改革の基本方針」に基づき、市民利用施設において、施設の実情に応じて、利用者ニーズを的確に把握し、利用者ニーズをふまえた効果的なサービス向上策を順次検討・実施。

※平成25年より、天王寺動物園、美術館等をモデル施設とした、利用者アンケートによる利用者ニーズの把握、それをふまえたサービス改善の取組について、他の市民利用施設にも拡大し、全庁的に展開。

【平成27年度実施予定の主な事業】

事業費総計 205,644千円(26年度:152,022千円)

(より気軽にお越しいただける開館日・開館時間に)

事業費合計 55,881千円(26年度:4,392千円)

施設	取組	
天王寺動物園	お盆期間等の夜間開園(ナイト・ズー) (25年度・26年度に実施)元日の臨時開園、5月・9月の土日祝時間延長(～午後6時)等	50,000千円
男女共同参画センター 子育て活動支援館	年末年始以外の開館(4月～、休館日(毎週火曜日等)を見直し)	2,781千円
青少年センター	開館時間の繰り上げ(4月～、午前9時～)	
住まい情報センター	展示替え期間(4月・9月)の短縮による開館日増(2日間)	
中央図書館 地域図書館	(26年度に実施) 年末開館(12/28) 蔵書点検日の見直しによる開館日増(中央図書館:3日、地域図書館:1日)	3,100千円
市立大学学術 情報総合センター	(25年度・26年度に実施) 春休み等の開館日増(5日間)、土曜日・日曜日の開館、(26年度)早朝開館(午前8時30分～)	
美術館	(25年度・26年度に実施) お盆期間の夜間開館(～午後7時)、ゴールデンウィーク期間中の特別観賞会の実施、特別イベントの開催	
自然史博物館	(25年度・26年度に実施(長居植物園の取組と連携)) 春休み期間やゴールデンウィーク期間の休館日の臨時開館、イベントに合わせた早朝開館(午前8時30分～)	
東洋陶磁美術館	(25年度・26年度に実施) ゴールデンウィーク期間の臨時開館、(25年度)光のルネサンス会期の夜間延長(～午後7時)	
大阪プール	(25年度・26年度に実施) 早朝(午前6時～)・深夜(～午前0時)の臨時開館(スケートリンクを専用使用する場合のみ)	
大阪城天守閣	(25年度・26年度に実施) 元日の臨時開館	

(次ページに続く)

○ 市民利用施設におけるサービス向上の取組 (2/3)

(前ページからの続き)

(より快適にご利用いただけるトイレに)

施設	取組	事業費合計 60,000千円(26年度:130,230千円)
天王寺動物園	トイレの改修・美装化(1棟) 36,000千円	28年度以降も引き続き 改修・整備
天王寺公園	トイレの改修・美装化(1棟) 24,000千円	28年度以降も引き続き 改修・整備
中央体育館	男子トイレの洗浄装置取り付け	
大阪プール	男子トイレの洗浄装置取り付け	
長居植物園	トイレの洋式化(11か所)	

※その他、中央図書館において、トイレの改善等を適宜実施。

(よりわかりやすく施設をご利用いただける案内に)

施設	取組	事業費合計 80,000千円(26年度:17,400千円)
天王寺動物園 天王寺公園	案内サインの充実 80,000千円	28年度以降も引き続き 案内サインの充実

※その他、各施設において、案内表示の改善・充実等を適宜実施。

(次ページに続く)

○ 市民利用施設におけるサービス向上の取組 (3/3)

(前ページからの続き)

(その他の取組)

		事業費合計 9,763千円
施設	取組	
天王寺公園	無料化(4月～、慶沢園は除く)	
	民間事業者によるエントランスエリア等の賑わい創出事業等の実施(10月～)	
地域図書館 (19館)	公衆無線LAN整備	3,523千円
都島区民センター	公衆無線LAN整備	6,240千円

※ その他、各施設において、SNS等を活用した情報発信、イベント等の独自企画、利用促進等の取組を適宜実施。

【その他25年度から実施済の主な取組】

トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 天王寺動物園: トイレの建替、改修による美装化等利便性の向上、トイレの整備基本計画(素案)の策定 天王寺公園: 慶沢園トイレの改修による美装化等利便性の向上 自然史博物館: トイレの改装及び洋式化 東洋陶磁美術館: トイレの洋式化 市立大学学術情報総合センター: 障がい者用トイレへの洗浄トイレの設置 中央図書館: トイレの洋式化 大阪プール: トイレの洋式化(26年度中に実施予定)、洗浄トイレの設置
案内表示	<ul style="list-style-type: none"> 天王寺動物園: トイレの案内表示、喫煙スペースの明示等の改善、わかりやすい案内サインの設計 美術館: 天王寺ゲートにおけるわかりやすい案内設置、館内案内板の一部改修、JR天王寺駅の美術館案内表示の設置 自然史博物館・長居植物園: 最寄駅からの経路表示の充実、公園内案内表示の充実(案内板増設、路面表示等) 東洋陶磁美術館: 屋外固定看板・移動式看板の充実 市立大学学術情報総合センター: デジタルサイネージによる案内表示の設置(1階、2階) 中央図書館: 子ども向け表示の設置、1階休憩スペース案内表示の設置、外国語案内の追加 中央体育館、大阪プール: 路面標示の追加、わかりやすいサインの設計、八幡屋スポーツパークセンターマップ(施設マップ)の作成、最寄駅連絡橋における案内表示設置 住まい情報センター: 主要ターミナル(東梅田駅)への案内板の設置、外国人利用者への館内案内表示の充実
その他	<ul style="list-style-type: none"> 天王寺動物園: 自動販売機にWifi設置(2か所) 中央図書館: 公衆無線LAN整備 地域図書館(4館): 公衆無線LAN整備(26年度中に実施予定)

○ 市民利用施設の見直し実施計画の推進状況について (1/2)

(平成27年2月現在)

市政改革プラン(平成24年7月策定)において、市民利用施設の見直しの方向性を示し、25年2月に、局及び市改革PTにおいて検討することとされていた施設についてその方向性に沿った市民利用施設の見直し実施計画を策定したところですが、今回、実施計画の進捗状況や事情の変化、達成見込みなどを踏まえた推進状況(27年2月現在)についてとりまとめました。(市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として計上した効果額は、27年度予算で約2億円となりました。)

今後も、「平成27年度 市政改革の基本方針」に基づき、引き続き取組を進めてまいります。

＜平成27年2月現在の推進状況＞

(施設の見直し)

・「廃止」

施設名称	推進状況
いきいきエイジングセンター	平成25年度末に廃止済。施設の売却に向けた入札を実施。
舞洲野外活動施設	平成25年度末に廃止し、公募売却(土地は賃貸)を実施済。

・「施設の位置付けの変更による効率的な機能維持」

施設名称	推進状況
大阪南港魚つり園	平成25年度末に条例施設としては廃止済。安全対策を実施したうえで、魚つり可能な護岸として管理している。
大阪南港野鳥園	平成25年度末に条例施設としては廃止済。緑地として管理し、管理者負担を抑えたスキームにより運営している。

・「収支均衡の実現」

施設名称	推進状況
クラフトパーク	平成26年4月から料金体系の見直し等の収支均衡策を実施している。27年度までに収支均衡しない場合は普通財産にして貸し付けることを基本とする。
水の館ホール等	平成27年度から、鶴見緑地全体の指定管理者により管理運営し、収支均衡を実現する。
青少年センター	マーケット・サウンディングの状況等を踏まえて、行政財産として存続させることとし、料金改定や供用時間の変更等により、平成27年度以降は業務代行料を負担しない形で施設運営を行い、収支均衡を実現する。
芸術創造館	料金改定も含めた収支均衡策を検討する。

(次ページに続く)

○ 市民利用施設の見直し実施計画の推進状況について (2/2)
(前ページからの続き)

(その他)

・「機能統合」(府市統合関連)

施設名称	推進状況
社会福祉研修・情報センター	平成25年度に府市による類似の研修事業を統合済。本市事業への活用(27年3月から)や一部有償貸付(27年度から)による施設の有効活用を図る。
愛光会館	大阪府母子福祉センターが愛光会館以外の施設へ移転することとなったため、愛光会館と大阪府母子福祉センターとの機能統合は行わないこととなった。

・「施設の移転」

施設名称	推進状況
こども文化センター	施設の老朽化に伴い、平成28年度に男女共同参画センター西部館(クレオ大阪西)へ移転する方針を決定した。

・「機能の区・地域レベルへの移転」

施設名称	推進状況
子育ていろいろ相談センター	平成27年度に男女共同参画センター北部館(クレオ大阪北)が当該施設へ移転し、子育て支援と男女共同参画を一体的に推進する機能をもつ「男女共同参画センター子育て活動支援館(クレオ大阪子育て館)」として運営する。身近な相談機能等については各区子ども・子育てプラザへ移管する。
総合生涯学習センター・市民学習センター	平成25年度末に2館を廃止し、3館を存続とした。
環境学習センター	平成25年度末に施設を廃止済。自然体験観察園と別館は、本市の環境関連施策で活用し、本館については、当面、鶴見緑地全体の指定管理者による管理を行いながら、公園と一体的に利活用する方策を検討・実施する。

・「運営の抜本的見直し」

施設名称	推進状況
社会福祉センター	使用料免除見直しに係る計画を策定し、使用料負担が可能な団体について、平成26年4月から有償化を実施している。
リフレうりわり	公募による貸付を実施し、施設の早期運営再開を図る。

「2-(2)-ア 市民利用施設のあり方の検討」関係

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (1/9)

平成27年2月現在

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
いきいき エイジング センター	【廃止】 ・施設を廃止し、売却。	【廃止】 ・施設を廃止(25年度末)し、売却等を実施する	H24事業費 (税等額) 107百万円 (101百万円) H25 0百万円 (0) H26 107百万円 (101) H27 107百万円 (101)	・売却等に向けた関係者との協議を行うとともに施設条例を廃止した(25年3月)	・売却するため入札等を実施したが申し込みがなかったことから、26年度の売却に向けて、売却の手法等について検討した ・施設を廃止した(25年度末)	・売却するため11月に入札等を実施したが申し込みがなかったことから、3月に再入札を実施 ・売却までの間の建物の管理委託を実施	・民間事業者による建物の活用	(効果額に売却等の金額は織り込んでいない) *	福祉局 いきがい課
舞洲野外 活動施設 (ロッジ、 ログハウス、 キャンプ場)	【存廃も含めて検討】 ・利用の低迷が続いているため、売却等を含めた検討を行う。	【廃止】 ・施設を廃止(25年度末)し、売却等を実施する	H24事業費 (税等額) 7百万円 (0百万円) H25 0百万円 (0) H26 7百万円 (0) H27 7百万円 (0)	・売却・賃貸等について市場調査を行った	・施設廃止の条例改正を行い、施設を廃止した(25年度末) ・民間移管(建物の売却、土地の賃貸)に向けて公募を実施し、事業者を決定した	・民間事業者による施設の運営	・26年度の取組みの継続	(効果額に売却等の金額は織り込んでいない) 港営事業会計 ・建物売却収入 H26 97百万円 ・土地賃貸収入 (国庫納付後差引後) H26 11百万円 H27 15百万円 *	港湾局 監理調整担当
大阪南港 魚つり園	【廃止】 施設の管理棟の廃止。 (条例上の施設としては廃止。ただし従前どおり利用可。)	【施設の位置付けの変更による効率的な機能維持】 ・指定管理期間終了後、条例施設としては廃止(25年度末)し、安全対策を実施したうえで、魚つり可能な護岸として管理する	H24事業費 (税等額) 32百万円 (0百万円) H25 0百万円 (0) H26 20百万円 (▲6) H27 23百万円 (▲3)	・施設の廃止に向けて、立入禁止区域としない他の護岸と同様の管理をするための対策を所管部署と調整した	・施設廃止の条例改正を行い、施設を廃止した(25年度末) ・条例改正に伴う市会の附帯決議を踏まえ、引き続き市民が安心して魚つりが楽しめるよう、ハード面での安全対策を実施するとともに、ソフト面での安全対策の新たな運営スキームを導入した	・魚つり可能な護岸として管理 ・安全対策について、ハード面で適切な維持管理を実施するとともに、ソフト面での安全対策を実施	・26年度の取組みの継続	H26以降 一般会計において護岸として管理 大阪市全体として23百万円の見直し効果 *	港湾局 監理調整担当

(次ページに続く)

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (2/9)

平成27年2月現在

(前ページからの続き)

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
大阪南港 野鳥園	【存廃も含めて検討】 ・現有の干潟や湿地のあり方等を総合的に勘案して、収支均衡方策の検討と併せて、施設(展望塔等)の存廃も検討。	【施設の位置付けの変更による効率的な機能維持】 ・条例施設としては廃止(25年度末)し、緑地として管理する ・廃止後の施設(展望塔)については、施設管理者の負担を抑えて民間やボランティア等を活用した運営スキーム等を検討し実施する ・干潟や湿地について、現在の環境の保全が可能な管理を行う	H24事業費 (税等額) 23百万円 (23百万円) H25 0百万円 (0) H26 5百万円 (5) H27 4百万円 (4)	・廃止後の施設(展望塔)の利用について、関係区(住之江区)と意見交換を行った ・干潟・湿地の重要性について環境省や環境局に意見照会を実施した	・施設廃止の条例改正を行い、施設を廃止した(25年度末) ・条例改正に伴う市会の附帯決議を踏まえ、干潟・湿地の環境を保全し、環境学習の場としても市民が引き続き利用できるようなスキームについて検討した ・干潟・湿地の管理手法・水準を整理した	・緑地(展望塔を含む)について、本市において必要な維持管理を実施 ・干潟・湿地の環境保全、展望塔等の施設を活用した環境学習などのソフト面の運用について、専門家や市民、企業等の協働事業として実施するスキームを導入・実施	・26年度の取組みの継続	*	港湾局 監理調整担当
クラフト パーク	【存廃も含めて検討】 ・民間事業者への貸付、料金の見直しなど収支均衡方策の検討。 ・収支均衡方策の検討と併せて、施設の存廃も検討。	【収支均衡の実現】 ・開館時間や料金体系の見直し等の経費削減策及び収入増策により、26年度から2年以内に収支均衡を図る ・但し、2年以内に収支均衡が見出せない場合は、普通財産にして貸し付けることを基本とする	H24事業費 (税等額) 76百万円 (76百万円) H25 0百万円 (0) H26 67百万円 (67) H27 76百万円 (76)	・26年度からの2年以内で収支均衡を図るための公募準備を行った	・条例改正等(開館時間、料金体系等)を経て、実施計画の収支計画等を前提にして新たな指定管理者を公募・選定した	・収支均衡の具体的方策を実施した(夜間閉館等による経費削減、利用促進、料金改定等) ・27年度までの収支均衡を前提とした提案内容に基づいた事業・管理運営になっているかを検証	・上半期に収支均衡の実現の見通しを検証し、28年度以降の管理運営の手法を決定する	*	教育委員会 事務局 生涯学習担当

(次ページに続く)

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (3/9)

平成27年2月現在

(前ページからの続き)

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
水の館ホール 陳列館ホール	【存廃も含めて検討】 ・利用率向上、民間事業者への貸付、指定管理者制度の導入等による収支改善策と併せて、施設の存廃も検討。	【収支均衡の実現】 ・より効率的な施設運営を図る観点から、公園全体の指定管理者制度の導入による収支均衡を実現する(27年度)	H24事業費 (税等額) 27百万円 (2百万円) H25 0百万円 (0) H26 ▲2百万円 (2) H27 27百万円 (2)	・鶴見緑地内にある当施設を含む他の施設との連携を図ることで、更なる施設の活用と管理経費の削減が見込まれることから、公園全体の指定管理者制度導入を検討した	・26年度の委託事業者を決定した ・公園全体での指定管理者制度の導入(27年度)に向けて引き続き検討した	・公園全体での指定管理者制度の導入(27年度)に向けて、条例改正を行った ・27年度からの公園全体での指定管理者を公募・選定した	・選定された指定管理者による管理運営を実施し、収支均衡を実現する	*	建設局 公園管理課
青少年 センター	・基礎自治体業務であることを基本に、大阪市において施設の在り方や他の施設への機能集約等について検討。	【収支均衡の実現】 ・料金改定や市外利用料金の設定、供用時間の変更等により、27年度以降、業務代行料を負担しない形で施設運営を行う [26年度末に施設を廃止することとしていたが、行政財産として存続させる方針へ変更したことに伴い、計画内容を【機能集約】から【収支均衡の実現】へ変更]	H24事業費 (税等額) 55百万円 (45百万円) H25 0百万円 (0) H26 0百万円 (0) H27 55百万円 (45)	・施設のあり方や他の施設への機能集約を検討し、方向性を決定した結果、施設を廃止することとした	・「貸室機能を一部確保しながら普通財産として公募により賃貸」という方向性を明確化した ・施設の廃止後の利活用に係るマーケットサウンディングを実施した	・マーケットサウンディングの状況等を踏まえ、行政財産として存続させることとした ・料金改定や市外利用料金の設定、供用時間の変更等により、27年度以降は業務代行料を負担しない形で施設運営を行うこととした ・条例改正(料金改定等)を経て、収支均衡を前提にして新たな指定管理者を公募・選定した	・選定された指定管理者による管理運営を実施し、収支均衡を実現する	*	こども 青少年局 青少年課

(次ページに続く)

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (4/9)

平成27年2月現在

(前ページからの続き)

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
芸術創造館	<p>【機能統合】 ・大阪市立青少年センターとの統合を検討。</p> <p>【運営の抜本的見直し】 ・フルコストでの収支均衡。 収支改善策の検討と併せてフルコストでの事業設計(受益者負担の適正化など)。</p>	<p>【収支均衡の実現】 ・コスト縮減や利用促進策等を速やかに実施し、フルコストでの事業設計を検討する</p> <p>・将来的には旭区民センターとの一体的な管理による効率化を図る</p> <p>〔青少年センターの廃止に伴う機能集約の受け皿施設としての役割を果たすこととしていたが、青少年センターの存続に伴い、計画内容から【機能集約】を削除〕</p>	<p>H24事業費 (税等額) 39百万円 (35百万円)</p> <p>H25 0百万円 (0)</p> <p>H26 10百万円 (7)</p> <p>H27 12百万円 (8)</p>	<p>・青少年センターとの機能統合について関係局と協議を行った</p> <p>・料金改定の検討も含め、フルコストでの収支均衡策の検討を進めた</p>	<p>・指定管理期間を2年間(26・27年度)として、次期指定管理者を公募・選定した</p> <p>・ディスプレイ広告やネーミングライツ導入の可能性について検討した</p> <p>・指定管理者による自主事業の効果的な実施やSNSの活用など効果的な広報の実施により、利用促進を図った</p>	<p>・収支改善策の実施とさらなる検討を行った(コスト縮減、利用促進等)</p> <p>・28年度からの旭区民センターとの一体的な管理に向けた検討を行った</p>	<p>・収支改善策の実施とさらなる検討を行う(コスト縮減、利用促進、料金改定等)</p> <p>・旭区民センターとの一体的な管理による効率的な運用に向け検討し、28年度以降の指定管理者を公募・選定する</p>	経済戦略局 文化課	
社会福祉研修・情報センター	<p>【機能統合】 ・府市における社会福祉研修事業等の事業統合を検討。</p> <p>【運営の抜本的見直し】 ・新しい基礎自治体単位への移行を見据え、各機能の性質を精査したうえで、広域もしくは各区への機能の移管に向け検討。 ・施設を有償で貸し付けて民間経営に委ねるなど財政負担の縮減に向けた事業スキームの検討。</p>	<p>【機能統合】 ・府市の類似の研修事業について可能なものから統合する</p> <p>【運営の抜本的見直し】 ・社会福祉研修事業について新たな大都市制度を見据え、基礎自治体もしくは広域への機能移管を検討する</p> <p>・上記機能移管の状況を踏まえながら、施設の有償貸付等による財政負担の縮減を検討し実施する</p>	<p>H24事業費 (税等額) 150百万円 (138百万円)</p> <p>H25 3百万円 (8)</p> <p>H26 15百万円 (18)</p> <p>H27 24百万円 (27)</p>	<p>・新たな大都市制度へ移行するまで、現行の枠組みで2年間(25・26年度)の指定管理者を公募・選定した</p> <p>・事業統合に向け、府市の類似研修を精査し、可能なものから府と検討した</p> <p>・建物の市場性調査をするなど財政負担の縮減が可能な手法について検討した</p>	<p>・府市による類似の研修事業について統合を検討・実施した</p> <p>・研修事業について、共同実施での効率性、施設規模等必要性について検討した</p> <p>・不動産鑑定結果を参考に、財政負担の縮減が可能となるよう、施設の見直し案(一部有償貸付、本市事業への活用)の検討を行った</p>	<p>・本市事業への活用(認定事務センターの移転)を実施予定(27年3月)</p> <p>・一部有償貸付に向け、公募の準備を進めた</p>	<p>・一部有償貸付を実施する</p>	福祉局 地域福祉課	

(次ページに続く)

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (5/9)

平成27年2月現在

(前ページからの続き)

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
愛光会館 (母子・父子福祉センター)	<p>【機能統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府母子福祉センターとの統合の検討。 <p>【機能の区・地域レベルへの移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい基礎自治体への移行を見据えて、区保健福祉センター等へ機能を移転する 	<p>【機能の区・地域レベルへの移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい基礎自治体への移行を見据えて、区保健福祉センター等に機能を移転し、現施設の機能は廃止。 	<p>【機能の区・地域レベルへの移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい基礎自治体への移行を見据えて、区保健福祉センター等へ機能を移転する <p>〔府市の調整により、大阪府母子福祉センターとの機能統合は行わないこととなったことに伴い、計画内容から【機能統合】を削除〕</p>	<p>H24事業費 (税等額) 61百万円 (60百万円)</p> <p>H25 0百万円 (0)</p> <p>H26 0百万円 (0)</p> <p>H27 0百万円 (0)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・統合にかかる課題を整理しながら、広域自治体としてのひとり親家庭等自立支援施策のあり方を検討した 	<ul style="list-style-type: none"> ・府市統合本部の議論を踏まえて、新たな大都市制度移行後を見据えた母子福祉センター機能の整理・検討を行った ・区保健福祉センターへの機能移転について検討した 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府母子福祉センターが愛光会館以外の施設へ移転することとなったため、愛光会館と大阪府母子福祉センターとの機能統合は行わないことを確認した 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい基礎自治体への移行を見据えて、28年度以降の愛光会館の運営方法や区保健福祉センター等への機能移転について検討する 	<ul style="list-style-type: none"> こども青少年局 こども家庭課
こども文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体業務であることを基本に、大阪市において施設の在り方や他の施設への機能集約等について検討。 	<p>【施設の移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化を踏まえ他の施設への移転等施設のあり方について検討し、効果的なこども文化センターの運営を実施する 	<p>H24事業費 (税等額) 88百万円 (75百万円)</p> <p>施設が移転する場合、現行施設維持に必要な全面改修経費の縮減が可能である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度から2年間の指定管理者を公募・選定した ・他の施設への移転や現行施設存続の場合の改修工事費について総合的に比較検討した 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化を踏まえ、男女共同参画センター西部館(クレオ大阪西)への移転を検討することを決定した 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転先施設の多機能化・複合化による有効活用について関係機関と調整し、男女共同参画センター西部館(クレオ大阪西)へ移転する方針を決定した(28年4月に移転予定) ・27年度1年間の指定管理者を公募・選定した 	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度から選定された指定管理者による管理運営を実施する ・28年度からの施設の移転に向け、条例改正及び移転先施設の改修工事等を行うとともに、新たな指定管理者を公募・選定する 	<ul style="list-style-type: none"> こども青少年局 青少年課 	

(次ページに続く)

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (6/9)

平成27年2月現在

(前ページからの続き)

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
子育て いろいろ 相談セン ター	【機能の区・地域レベルへの移転】 ・新しい基礎自治体への移行を見据えて、子ども・子育てプラザ等に子育て支援機能を移転。 ・ただし、人材育成などの後方支援機能を果たすために必要となる施設については、市の施設の全体最適化の中で検討。	【機能の区・地域レベルへの移転】 ・施設を廃止(26年度末)し、子育て支援と男女共同参画を一体的に推進する機能を有する施設として「男女共同参画センター子育て活動支援館(クレオ大阪子育て館)」を整備する ・子育て支援講座や相談機能を各区子ども・子育てプラザへ移管する ・人材育成などの後方支援機能を男女共同参画センター子育て活動支援館(クレオ大阪子育て館)の業務として位置付ける [26年度末の施設廃止後の対応方針を決定]	H24事業費 (税等額) 123百万円 (123百万円) H25 0百万円 (0) H26 7百万円 (7) H27 64百万円 (63)	・1年間の指定管理期間で指定管理者を公募・選定した ・後方支援機能の実施場所を検討した	・施設廃止後の活用について資産流動化PT等と調整を開始した ・男女共同参画センター西部館(クレオ大阪西)における後方支援機能の事業実施の検討を開始した ・市会における施設の廃止条例案の否決を受け、26年度1年間の指定管理者を公募・選定した	・26年度末の施設廃止に向けて条例を廃止した ・男女共同参画センター北部館(クレオ大阪北)を当該施設へ移転し、子育て支援機能と男女共同参画機能との多機能化を図ることとした(27年4月に移転し、「男女共同参画センター子育て活動支援館(クレオ大阪子育て館)」として新たにオープン) ・後方支援機能は男女共同参画センター子育て活動支援館(クレオ大阪子育て館)の業務として位置付け、27年度からの指定管理者を公募・選定した ・子育て支援講座や身近な相談機能は各区子ども・子育てプラザで実施することとし、27年度の子ども・子育てプラザの事業内容に反映した	・26年度に決定した方針に基づき、事業の実施や施設の管理運営を行う	男女共同参画センター子育て活動支援館(クレオ大阪子育て館)については、27年度からは、こども青少年局と市民局が共管	こども 青少年局 管理課

(次ページに続く)

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (7/9)

平成27年2月現在

(前ページからの続き)

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
総合生涯学習センター	<p>【機能の区・地域レベルへの移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい基礎自治体への移行を見据えて、身近な場での学習機会の提供については生涯学習ルーム等を活用。 ・地域公共人材の育成や企画・立案、NPOとの連携、情報提供・学習相談などの機能を果たす拠点として総合生涯学習センターを、営利事業になじまない社会的課題等に関する業務を担う拠点として阿倍野市民学習センターを存続。 	<p>【機能の区・地域レベルへの移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合生涯学習センターについては、主に地域公共人材の育成や企画・立案、NPOとの連携等の機能を果たす拠点として、阿倍野・難波市民学習センターについては、主に営利事業になじまない社会的課題等に関する業務を担う拠点として、機能の再編を図る ・廃止する2センターの事業を含め、新しい基礎自治体への機能継承が必要な事業については方向性を確定し、必要な機能は各区に順次継承していく 	<p>H24事業費 (税等額) 562百万円 (561百万円)</p> <p>H25 28百万円 (28)</p> <p>H26 257百万円 (256)</p> <p>H27 269百万円 (269)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター利用者を対象に利用実態調査を行い、利用者属性等の分析を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正を行い、弁天町・城北市民学習センターを廃止するとともに(25年度末)、存続する3館については料金改定(26年度から)を行った ・学習の場の確保について、利用者に対し、本市民利用施設等の情報提供を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合生涯学習センターは、生涯学習を支援する中核施設として、阿倍野・難波市民学習センターについては、拠点施設として運営を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度の取組みの継続 	<p>城北市民学習センター廃止後の施設については、27年度から市民局へ管理替のうえ、当面の間、民間への貸付を行う予定</p>	<p>教育委員会 事務局 生涯学習担当</p>
市民学習センター	<p>【運営の抜本的見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の引き上げを検討するなど、効果的・効率的な運営を行う。 ・利用率向上策の検討と併せてフルコストでの事業設計(受益者負担の適正化など)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より身近な場での学習機会の提供について、生涯学習ルーム事業等の活用を図る <p>【運営の抜本的見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市の同種施設の利用料金等も踏まえながら、料金改定について検討する 		<ul style="list-style-type: none"> ・部内にプロジェクトチームを設置し、行政が担うべき機能について方向性を定めた 	<ul style="list-style-type: none"> ・城北市民学習センター廃止後の施設活用策について検討を進めた 	<ul style="list-style-type: none"> ・城北市民学習センター廃止後の施設について、27年度から当面の間、民間への貸付を行う方針を決定した 	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度に決定した方針に基づき、城北市民学習センター廃止後の施設の民間への貸付を行う 		

(次ページに続く)

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (8/9)

平成27年2月現在

(前ページからの続き)

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
環境学習 センター	・地域に密着した環境講座等の事業については、区単位で実施。 ・展示等を活用した環境啓発事業については廃止。	【機能の区・地域レベルへの移転】 ・施設を廃止(25年度末)し、自然体験観察園と別館は、本市の環境関連施策で活用、26年度から区・NPO等と連携した環境学習事業を開始する	H24事業費 (税等額) 154百万円 (141百万円) H25 0百万円 (0) H26 154百万円 (141) H27 154百万円 (141)	・各区が環境学習拠点として環境学習を行っていくために、区内NPO等との連携や、生涯学習事業との連携などを検討した ・廃止後の施設の活用について検討した	・施設廃止の条例改正を行い、施設を廃止した(25年度末) ・地域密着型イベントや環境講座等の実施に向けた検討・調整を行い、プロポーザル提案募集を実施した	・地域密着型イベントや環境講座等を実施 ・自然体験観察園と別館部分は、本市の環境関連施策(ボランティア研修・NPO等との意見交換、体験学習等)での活用を実施 ・本館部分について、27年度以降は、鶴見緑地全体の指定管理業務に含めて管理することとした	・26年度の取組みの継続 ・本館部分について、当面、指定管理者による管理を行いながら、公園と一体的に利活用する方策を検討・実施する	本館部分は、26年度中に原状回復を行い、27年3月末に建設局へ返還予定	環境局 環境施策課
社会福祉 センター	【運営の抜本的見直し】 ・使用料免除の見直しなど増収策や管理経費の縮減を図る。 ・施設を有償で貸し付けて民間経営に委ねるスキームの検討。	【運営の抜本的見直し】 ・使用料免除見直しに係る計画を策定(24年度)し、順次有償化を図る (収益性のある団体について使用料減免見直し)	H24事業費 (税等額) 32百万円 (19百万円) H25 0百万円 (0) H26 0百万円 (14) H27 0百万円 (15)	・入居団体の事業内容、事業規模、収益性等を把握し、減免に関する見直し計画を策定した(減免方針、タイムスケジュール等)	・センターに入館している15団体に対する使用料について、公共性・公益性と収益性を精査し、減免見直しの検討を行った ・検討の結果、団体として使用料負担が可能な7団体について有償化を実施することとし、使用料の提示を行い同意が得られるよう交渉し、全ての対象団体から同意を得た	・有償化を実施	・26年度の取組みの継続		福祉局 経理・企画課

(次ページに続く)

○ 実施計画の推進状況一覧(局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設) (9/9)

平成27年2月現在

(前ページからの続き)

*…市政改革プラン「市民利用施設の維持管理費の抑制」として効果額を計上するもの

施設	改革プランにおける見直しの方向性	実施計画の主な内容	見直し効果額 事業費(税等)	平成24年度 の取組み	平成25年度 の取組み	平成26年度 の取組み	平成27年度 の取組み予定	備考	所管
リフレウリわり	【運営の抜本的見直し】 ・現在閉鎖中である施設の早期運営再開に向けた対応を行い、施設を有償で貸し付けて民間経営に委ねるスキームを早急に実現する。	【運営の抜本的見直し】 ・現在閉鎖中である施設の早期運営再開に向けた対応 ・民間事業者の運営ノウハウも取り入れることが可能となるよう公募貸付を実施する	H24事業費 (税等額) 0百万円 (0百万円) H25 一百万円 (—) H26 一百万円 (—) H27 一百万円 (—)	・施設1階部分で営業を継続しているNPOの退去を求めた訴訟の対応も含め早期の課題解決に向けた取組みを進めた	・早期解決に向けて、法的対応を進めた ・公募条件等の検討を進め、訴訟解決後に早期の入札実施ができる準備を整えた	・訴訟の司法判断が確定し、NPOが退去した ・入札による民間借受事業者の公募を実施したが、申し込みがなかったことから、先着順による公募貸付の申込の受付を引き続き実施	・新たな借受事業者による管理運営を実施する	(H22事業費;直近運営年度) (税等額) 45百万円 (38百万円)	環境局 建設企画課

[]は、26年4月公表の実施計画
(平成25年度末現在)からの変更点を記載

○ 市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案) 概要(平成25年6月公表) (1/2)

【受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方】

市民利用施設の使用料については、現在、全市統一的な考え方に基づいて設定されておらず、個別施設ごとに検討・設定されている状況である。

このような状況を踏まえて、負担の公平化を図り、市民から理解の得られる使用料とするため、市政改革プラン(平成24年7月策定)において、『市民利用施設の使用料について、当該施設の利用により提供されるサービスが日常生活の上で必需かどうか(必需性)、民間でも提供されているものかどうか(市場性)といった施設の特性や市外居住者の負担のあり方の観点から、当該施設に係る人件費も含めたフルコストをベースに、受益と負担の適正化に向けて点検・精査し、必要に応じて改定する』という方針を定めた。

今回、この方針に沿って、市民利用施設の受益と負担の状況をフルコストで把握し、施設の性格やサービスの内容に応じて、施設の運営に係るコストの一定割合を利用者(受益者)に負担していただくという全市統一的な考え方をとりまとめた。

今後、この考え方に基づいて、経費削減や目標数値を設定して利用者数、利用率の増加を図った上で、施設ごとの負担状況の点検・精査を行い、他都市の使用料水準等も勘案の上、必要に応じて料金改定を行う。

(基本的な方針)

- ・受益者負担の原則の徹底
- ・使用料の算定方法の明確化
- ・施設の性質別類型化と負担基準からの整理

(具体的な取組)

(1)参考・目安(検討にあたっての仮定の数値)となる受益者負担基準の設定

施設を利用される方と利用されない方との負担の公平化を図るため、施設サービスの特性等に応じ、検討にあたっての仮定の数値となる参考・目安としての受益者負担基準を設定する。

(2)施設の受益と負担状況の公表

応分の負担を求める受益者や市民の皆様に分かりやすく説明できるように、施設の受益と負担状況について当該施設に係る人件費も含めたフルコストをベースに公表し、透明性を確保する。

(次ページに続く)

○ 市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案) 概要(平成25年6月公表) (2/2)

(前ページからの続き)

【市民利用施設の特性に応じた類型化と受益者負担基準の設定】

(施設の特性に応じた類型化)

(1) 必需的施設(施設サービス)と選択的施設(施設サービス)

ア 必需的施設(施設サービス)

市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する基礎的なもの

- ・法令等により実施義務があるもの
- ・市民生活上欠くことのできないもの
- 市民の権利保護に関わるもの
- 経済的困窮者などの経済的弱者を対象としたもの
- なくなると市民の安全・安心が著しく損なわれるもの

など

イ 選択的施設(施設サービス)

基礎的な施設(施設サービス)以上のものや個人の価値観等によって選択的に利用するもの

- ・大阪の都市魅力の継承、創造、向上、発展に大きく寄与するもの
- ・市民生活や余暇を潤いのあるものとし、市全体のレベルアップに寄与することを目的としたもの
- ・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違い等によって、選択的に利用するもの
- ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用するもの

など

(2) 市場的施設(施設サービス)と非市場的施設(施設サービス)

ア 市場的施設(施設サービス)

民間により提供されているもの、提供が期待できるもの

- ・民間に相応の実績があるもの
- ・民間と競合性が高いもの

など

イ 非市場的施設(施設サービス)

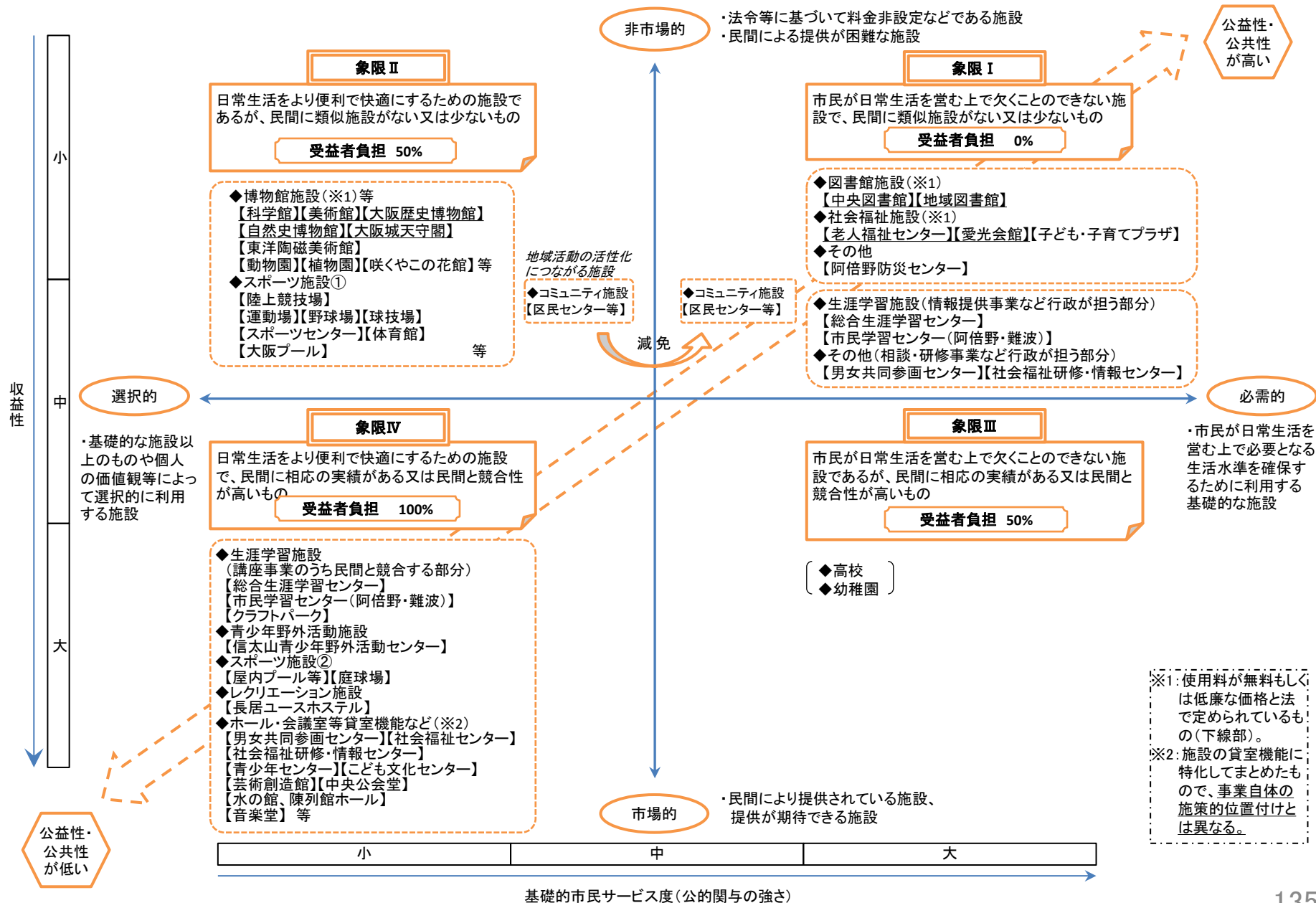
民間による提供が困難なもの

- ・法令等により行政による関与が定められており、民間が参入できないもの
- ・使用料が非設定(低廉)等で採算が合わないなどから、民間参入が困難なもの
- ・民間に類似施設があるが、事例が少ないもの

など

⇒上記(1)(2)の基準に基づき、各施設をその特性に応じて位置づけて、各象限に参考・目安となる受益者負担基準を設定(次ページ:別紙「マトリックス表」参照)。

○ 市民利用施設の類型と受益者負担基準 考え方の例(別紙マトリックス表)



IV 市政改革による

取組効果見込額(参考)

(単位:億円)

項 目	平成27年度 効果見込額
施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築	277
補助金等の見直し	12
未利用地の有効活用等	209
広告事業の推進等	9
市民利用施設のあり方の検討	2
人事・給与制度改革	57
合 計	566

(参考) 「市政改革プラン」による平成24～26年度累計効果見込額は1,532億円。

大阪市 市政改革室 P D C A 担当

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0

TEL 06-6208-9885

FAX 06-6205-2660

Eメール ac0003@city.osaka.lg.jp